

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年6月23日
【事業年度】	第51期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）
【会社名】	株式会社アイビー化粧品
【英訳名】	IVY COSMETICS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白銀 浩二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03(3568)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理部 Manager 中山 聖仁
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03(3568)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理部 Manager 中山 聖仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
売上高 (千円)	3,534,133	2,942,229	2,713,742	2,929,931	2,641,736
経常利益又は経常損失 (千円)	81,713	21,565	187,541	420,477	192,470
当期純利益又は当期純損失 (千円)	40,375	384,612	160,311	43,013	164,525
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,304,200	1,304,200	1,322,414	1,417,147	1,514,112
発行済株式総数 (千株)	5,604	5,604	5,604	6,294	6,914
普通株式	5,104	5,104	5,104	5,794	6,414
A種優先株式	500	500	500	500	500
純資産額 (千円)	2,267,369	1,982,133	2,241,916	2,468,399	2,638,478
総資産額 (千円)	4,352,439	3,854,075	3,568,715	3,567,189	3,642,862
1株当たり純資産額 (円)	261.39	201.54	246.73	259.28	260.77
1株当たり配当額 (円)					
普通株式	-	-	-	-	15.00
A種優先株式	-	-	-	-	435.78
(うち1株当たり中間配当額)					
普通株式	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
A種優先株式	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	2.33	85.19	26.14	2.44	22.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2.32	-	-	2.44	22.44
自己資本比率 (%)	51.9	51.2	62.6	69.2	72.4
自己資本利益率 (%)	2.1	18.1	7.6	1.8	6.4
株価収益率 (倍)	230.04	-	17.21	102.87	14.79
配当性向 (%)	-	-	-	-	66.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	107,064	278,590	453,061	445,936	451,036
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	63,303	29,303	7,303	18,434	58,152
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	59,710	131,005	499,310	58,273	70,608
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	129,384	247,670	208,732	577,937	1,041,445

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	136 (20)	131 (20)	123 (22)	107 (19)	100 (18)
株主総利回り (比較指標：配 当込みTOPIX) (%)	87.7 (102.0)	72.0 (107.9)	73.6 (152.5)	41.1 (150.2)	56.8 (202.2)
最高株価 (円)	1,719	641	660	452	460
最低株価 (円)	520	438	415	226	216

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、A種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。1株当たり純資産額は、A種優先株式に係る資本金及び資本剰余金を控除し算定しております。
3. 「1株当たり純資産額」の算定上、従業員向け株式交付信託及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第48期の株価収益率及び配当性向は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は、令和4年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード市場)におけるものであります。
7. 第51期の普通株式1株当たり配当額15.00円のうち、期末配当額15.00円については、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2【沿革】

年月	沿革内容
昭和50年12月	設立
昭和52年10月	株式会社白銀を株式会社アイビー化粧品に商号変更 化粧品の製造販売を開始
昭和52年12月	本社を東京都港区赤坂二丁目5番3号に移転
昭和53年10月	「アイビーニュース」を創刊
昭和59年4月	本社を東京都港区赤坂六丁目18番3号に移転
昭和60年11月	保湿効果の高い美容液「リンクル ローション」を発売
平成元年7月	山梨県南都留郡忍野村に「富士研修センター」を開設
平成4年7月	埼玉県児玉郡美里町に「美里工場・開発研究所」を開設
平成8年4月	日本証券業協会(現・東証JASDAQ)に株式を公開
平成9年3月	埼玉県児玉郡美里町に「美里物流センター」を開設
平成13年4月	「ISO9001」認証取得
平成24年10月	岡山県岡山市に「岡山研修センター」を開設
平成25年1月	埼玉版ウーマノミクスプロジェクト「多様な働き方実践企業」認定制度において、美里工場・開発研究所が最高ランクのプラチナ企業認定証を受賞
平成25年7月	オレンジリボン運動支援を開始(子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動)
平成27年4月	「老化防止用皮膚外用剤」の特許を取得
平成28年9月	浸透 美活液「レッドパワー セラム」を発売 角層まで。
平成29年2月	エイジングケア「アイビー プレステージ」シリーズを発売
平成29年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2017 金賞受賞 アイビー プレステージ クリーム モンドセレクション2017 金賞受賞 アイビー プレステージ ローション モンドセレクション2017 銀賞受賞
平成30年2月	浸透 美活液「ホワイトパワー セラム」(医薬部外品)を発売 角層まで。
平成30年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2018 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2018 金賞受賞
平成31年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2019 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2019 金賞受賞
令和元年8月	「添加剤」(黒ニンジン搾汁液または粉末を含有する皮膚化粧品)の特許を取得
令和元年12月	ボディケアシリーズ「ガーランド」を発売
令和2年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2020 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2020 金賞受賞
令和2年6月	ヘアケアシリーズ「ヘアプライマリー」を発売
令和2年7月	「線維芽細胞の増殖促進剤」の特許を取得
令和3年2月	メイクアップ「チュリエ」シリーズを発売
令和3年3月	連続式電解水生成器「キレイオン」を発売
令和3年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2021 金賞受賞 ホワイトパワー セラム モンドセレクション2021 金賞受賞
令和3年8月	「PDK1の活性化抑制剤」の特許を取得
令和3年10月	スキンケアシリーズ「アイビーコスモス」を発売
令和3年11月	「頭皮外用剤と活性酸素消去作用とカルボニルタンパク生成抑制作用を制御する方法」の特許を取得

年月	沿革内容
令和4年2月	「JAK阻害剤(ゲンノショウコ)」の特許を取得
令和4年3月	「JAK阻害剤(ワレモコウ)」の特許を取得
令和4年4月	新市場区分「スタンダード市場」へ移行
	レッドパワー セラム モンドセレクション2022 金賞受賞
	ホワイトパワー セラム モンドセレクション2022 金賞受賞
	アイビーコスモス エンリッチ ローション モンドセレクション2022 金賞受賞
	アイビーコスモス Wエマルジョン クリーム モンドセレクション2022 金賞受賞
	アイビーコスモス ナイトリンクルガード モンドセレクション2022 最高金賞受賞
令和4年6月	育毛剤「薬用スカルプケア ステムシグナル」(医薬部外品)を発売
	監査等委員会設置会社へ移行
令和4年8月	「破骨細胞分化抑制剤」の特許を取得
令和4年12月	顔・体・髪用保湿オイル「エクラ デュール」を発売
令和5年4月	レッドパワー セラム モンドセレクション2023 金賞受賞
	ホワイトパワー セラム モンドセレクション2023 金賞受賞
	アイビーコスモス エンリッチ ローション モンドセレクション2023 金賞受賞
	アイビーコスモス Wエマルジョン クリーム モンドセレクション2023 金賞受賞
	アイビーコスモス ナイトリンクルガード モンドセレクション2023 最高金賞受賞
令和5年6月	メイク落としと洗顔料のシリーズ「アイビーアトラクティ」(全品医薬部外品)を発売
令和6年2月	大阪府門真市に「関西物流センター」を移転
令和6年3月	「NF-B/JAKデュアル阻害剤」の特許を取得
令和6年6月	健康食品「ユーグレナ バイタルEX」を発売
令和6年10月	「Nrf2活性化剤」の特許を取得
令和6年12月	「サーマンス ボディ エステ」を発売
令和7年1月	「MAO阻害剤」の特許を取得
令和7年3月	スキンケアシリーズ「ベーシックプラス」を発売
	「TGF-シグナル伝達阻害剤」の特許を取得
令和7年7月	「TGF-シグナル伝達阻害剤」(2)の特許を取得
令和7年12月	ふきとり化粧水「ピーリング ローション」を発売
	パック「モイスト シート」を発売

3【事業の内容】

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売を主な事業としております。

なお、当社は訪問販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

訪問販売化粧品事業

当社では、全国にある238社（令和8年3月末現在）の販売会社と販売契約を結んでおります。当社は、主に化粧品及び医薬部外品、美容補助商品、化粧雑貨品等の開発、製造及び販売を行うとともに、訪問販売を行う販売組織に対する販売支援活動を行っております。当社と販売会社との間には、資本関係及び人的関係はありませんが、企業理念と製品により強く結びついており、非常に強固な信頼関係で結ばれております。販売会社には、営業所、BM（ビューティマネージャー＝販売員）、IM（アイビーメイト＝会員）が所属しております。当社は、販売会社に対して販売インセンティブとして、「販社リファンド」及び「経営指導料」等のキャッシュバックを行うことにより、販売組織のモチベーションを高め、売上達成への目標を共有化しております。

なお、顧客への販売は販売会社の役割となっているため、当社の出荷先は原則として販売会社となっており、当社の売上高は販売会社等へ出荷した金額であります。

〔製品の概要〕

スキンケア

当社の主力製品カテゴリーのスキンケアは、主に基幹スキンケアシリーズと、美容液を主とするスペシャルケアなどにより構成されています。

基幹スキンケアは、主力シリーズとして「アイビー プレステージ」、「アイビーコスモス」、「ベーシックプラス」、「リ ホワイト」（全品医薬部外品）など化粧水、乳液・クリームなどから構成されるシリーズ、「アイビーアトラクティブ」（全品医薬部外品）などクレンジング、洗顔料から構成されるシリーズがあります。ボディケア製品には、ボディシャンプー、浴用化粧料、ボディ用保湿液から構成される「ガーランド」シリーズ、日やけ止め、全身用化粧水から構成される「シールドサン」シリーズがあります。オプションケアとしてパック、リップトリートメントなどがあります。なお、基幹スキンケアの出荷数量・金額は新製品・強化製品と比べて比較的安定しております。

一方、美容液を主とするスペシャルケアは、「レッドパワー セラム」、「ホワイトパワー セラム」（医薬部外品）などがあります。これらの製品群は強化製品として位置付けております。そのため、スペシャルケアは新製品発売や販売組織の流通在庫の影響を受けやすく、季節により売上高の変動が大きいという特徴があります。

メイクアップ

「チュリエ」シリーズを販売しております。同シリーズはファンデーション、リップカラー、アイカラー、アイライナーなどで構成されており、年度ごとに新色を発売しております。当社は特にファンデーションなどのベースメイクに強いという特徴があります。

ヘアケア

「ヘアプライマリー」シリーズはシャンプー、コンディショナー、トリートメントから構成されております。このほか、「薬用スカルプケア ステムシグナル」（医薬部外品）などの育毛剤や、ヘアクリーム、ヘアカラーなどがあります。

その他化粧品

男性用化粧品「メンズワン」や、ハンドクリームなどがあります。

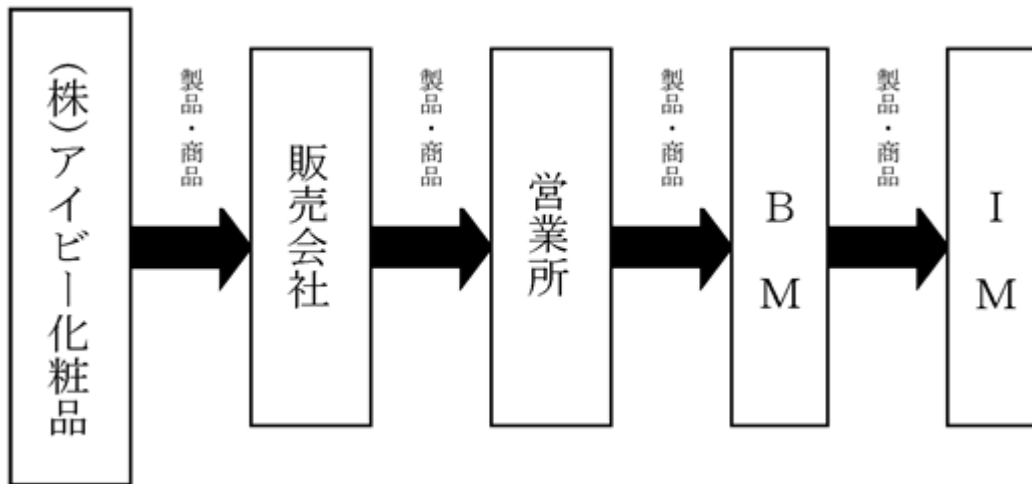
美容補助商品

家庭用複合美容器「アイビー ビューティ パートナー」、連続式電解水生成器「キレイオン」をはじめ、機能性表示食品、栄養機能食品を含む健康食品などがあります。

化粧雑貨品等

「化粧雑貨品等」は、化粧用具のほか、「アイビーニュース」（有償分）などがあります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次の通りであります。



(注) BM : Beauty Manager (ビューティマネージャー)

IM : IVY Mates (アイビーメイツ)

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努めております。

[理念]

「愛と美と豊かさの実践と追求」

[ビジョン]

「日本の肌はアイビーがつくる」

[行動指針]

「アイビーの誓い」

- 一、アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一、アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一、アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一、アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

具体的には、企業理念「愛と美と豊かさの実践と追求」に基づき、創業以来、人と人が直接出会い、コミュニケーションを取りながら、品質、機能性を追求した製品や、お客様視点にたったサービスを提供していく訪問販売、対面販売を展開する総合化粧品メーカーとして、「目の前の人を美しくすること」「美しくなった喜びや実感を伝えること」を地道に行い、幸せの輪、豊かさの輪を伝え続けています。

そして、訪問販売領域の販売組織満足度を高めるとともに、全てのステークホルダーの満足度の向上を目指し、企業活動を行っています。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、愛用者づくり、販売員づくりを通じて、「日本の肌はアイビーがつくる」というビジョン実現を目指してまいります。

当社は、目標売上高の達成を最も重視しております。販売会社とは上代金額（定価ベース）で目標を共有し、その達成に必要な要素の構築を、販売会社とともに行っています。具体的には、販売組織を育成するための各種研修・イベントの開催や、自信と誇りを持てる製品の開発、販売組織が販売しやすい環境の整備等を行っています。それらを通じて、研修動員等を強化し、愛用者の増容、販売組織の増員を図っております。

そして、当社にかかわるすべての人が、自己の夢に向かってチャレンジできる環境の再構築を推進してまいります。また、当社の永遠の美のテーマ「ノーマライジング」の実現に向けて、エイジングケアを軸にした高品質・高性能製品の開発を推進します。

今後も訪問販売事業拡大に注力し、ステークホルダーの信頼と満足、並びに、より一層魅力のある企業に成長できるよう、現在の経営資源や価値を再研鑽しながら、経営基盤の強化と企業価値向上を図ってまいります。

また、同時に当社開発研究所がお肌の研究をする中で、貴重な特許を取得できるようになっております。化粧品だけでなく医薬品の分野まで請求項の範囲がとれており、今後医薬品会社へのライセンス提供なども行い、新たな収益源としてまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しておりますが、それとともに棚卸資産回転期間（当事業年度約8.5ヶ月、目標6.0ヶ月）、自己資本比率（当事業年度末72.4%、目標60.0%）、売上高経常利益率（当事業年度7.3%、目標15.0%）を経営重要指標（Key Performance Indicator）として、経営状況を常にチェックすることで、バランスのとれた経営を目指しております。うち、自己資本比率については、当事業年度において、目標をクリアしております。

また、当事業年度末の自己資本比率は、当社が復配の目安としていた自己資本比率50%を超え、72.4%となりましたので、8期ぶりの復配を予定しております。

(4) 経営環境

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響も次第に薄れ、経済社会活動の正常化が促進されました。世界情勢は、ウクライナ紛争、ガザ地区へのイスラエルによる侵攻、米国によるベネズエラへの軍事介入、イスラエルと米国によるイラン攻撃とそれにともなう中東紛争、など不安定な状況が続きました。また、米国トランプ大統領の関税政策をはじめとした混乱が続きました。

一方、国内においては高市内閣が成立し、株高や円安、資源高が進展し、物価高への懸念が高まりました。物価上昇、供給面での制約等、依然として厳しい状況が続いているものの、インバウンド需要の好調もあり、景況感は回復に向かいました。

新型コロナウイルス感染症流行の影響が薄れた当化粧品業界は、徐々に回復の兆しをみせており、令和7年の年間化粧品販売金額は前年比1.2%増（出典：経産省生産動態統計を集計）の推移となりました。

訪問販売化粧品市場では、チャンネルを横断した展開が拡大・加速し、企業間競争は激しさを増しております。人を介したサービスを機軸にする訪問販売業界では、生活様式の変化に伴う販売活動の変化や離客などにより市場は縮小傾向となっております。また、中・高年齢層を中心とした需要へとシフトが進むなか、若年層の新規顧客・販売員の獲得、インターネットを用いた情報収集によって気軽に購入するという消費者ニーズの変化に対応することも重要な成長課題となっております。

(5) 会社の対処すべき課題

訪問販売化粧品市場においては、環境変化対応力や若い世代の顧客獲得も重要な課題となっており、ビジネスモデルのDX化が進展すると考えております。

そうした状況下、「愛と美と豊かさの実践と追求」の理念のもと、長期ビジョンである「日本の肌はアイビーがつくる」の実現を目指してまいります。その過程を通して、当社にかかわるすべての人が、幸せになれる事業を目指してまいります。

直近の重要課題といたしましては、普通配当の安定的な実施、販売組織の再構築を最優先に取り組むべきものと考えております。具体的には、目標売上高を達成するための営業サポート体制の構築、安定的なキャッシュ・フローを生む収益基盤の構築、棚卸資産の適正化等に取組んでまいります。

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しておりますが、同時にバランスの良い経営状態を目指すために、KPI（経営重要指標）として、自己資本比率60%、売上高経常利益率15%、棚卸資産回転期間6ヶ月を目標として掲げております。目標を達成できるように努めてまいります。

また、変えてはいけない当社の強みは活かし、時代の変化によって変えていく必要があるものは、時代に合わせてより良い方向へ変化させ、「出会った誰もが成長できる会社」を目指してまいります。一方、環境に配慮した原材料の選択による製品開発等にも取り組み、SDGsが目指す持続可能な開発目標を念頭におき事業活動を通して社会貢献を果たしてまいります。

翌事業年度の営業政策としましては、10万人の愛用者づくりを「レッド&ホワイト、スキンケアセット」で実現してまいります。そして、これから5ケ年で「販売システム」「美容教育体系」「製品体系」の抜本改定を基軸に、過去に囚われない全く新しいアイビー化粧品に変化・成長させてまいります。

また、デジタル社会の進展という社会環境に対応するため、業務のDX対応やAIの活用も進めてまいります。

製品政策としましては、自信と誇りを持った製品づくりにこだわり、引き続きより良い製品を生み出してまいります。

また、海外での販売等、訪問販売事業以外の売上顕在化を推進してまいります。さらに当社の持つ特許技術の産業上の活用も推進してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組んでおります。

(1) ガバナンス

当社は、化粧品会社であり、世界中から原料や資材を調達しております。そのため、地球温暖化による異常気象は、原料や資材の調達に大きな影響を及ぼします。SDGsの理念への賛同を前提に、現業プロセスの範疇で地球環境への配慮を行う製品の企画・開発・製造を行っております。

当社は、定期的に取り締役会等において、「サステナビリティを巡る課題への対応」「将来的なSDGsプランの策定及びその実行状況」について報告を行います。また、会社方針については、トップダウンで行うものの、社員各人の見識・経験に敬意を払い、ボトムアップによるアプローチにより、当社が取組可能な地に足のついた取組を行ってまいります。地球温暖化防止への取組は、ISOを活用して取り組む経営課題の一つに掲げ、推進しております。担当役員、ISO管理責任者及び事務局は、各部門が掲げた目標に対する進捗チェックを行い、翌期に掲げる取組及びその指標についてコミットします。

(2) 戦略

地球環境への配慮等、SDGsの考え方に沿った原料・資材の選定、製品設計を原価目標範囲の中で積極的に検討します。各部署においては、各部門が責任範囲の中で工夫をすること、かつ新製品検討会等の共有の場で知恵を出し合って方針に沿った製品開発を行うこととします。ISOを活用し将来的なSDGsプランの策定に向けて、サステナブルな取組を通し、今後の課題設定やターゲットとする指標等を検討します。その活動により、当社らしい本来の目的を充足させるようなオリジナルなSDGsプランを実行してまいります。

当社が製造している製品の設計段階において、部材の点数を少なくする、容器廃棄が少なくなるようにリフィール製品も提供する、自然環境に配慮した資材・原料を選択する、製造過程で発生する有機廃棄物を含む排水は廃水処理を行う、などの対応を行っております。

当事業年度におきましても、既存金型・資材の流用、環境負荷低減につながる資材の採用、廃棄となる製商品・資材・原料の削減に取り組ましました。

(3) リスク管理

当社は、各担当役員が気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、「サステナビリティを巡る課題への対応」の基礎となる地球温暖化の状況とその影響を把握し、社会全体や当社に与える影響について、調査、確認し、その対策を立案し、定期的に取り締役会等で報告します。

(4) 指標及び目標

経営方針に基づき、サステナビリティを巡る課題への対応について、具体的な事項を推進してまいります。また、ISOを活用し、管理責任者より「ISOを活用して取り組む経営課題」として“地球温暖化防止への取組”を指示しております。製品の企画・開発・製造における具体的なサステナビリティ留意点に関しては、鋭意更新される日本化粧品工業会・サステナビリティ推進委員会発信の指針を参考に運用していくこととします。

具体的なサステナビリティ運用指針としては、

a. リデュース

軽量化・薄肉化の推進、包装の簡素化の推進、詰替え・付替え製品の普及による材料の削減、内容物のコンパクト化による容器・材料の削減、直接の容器内の不要な空間削減の推進、各自治体の定める適正包装に関する条例及び化粧品公正取引協議会の化粧品適正包装規則の遵守

b. リユース

詰替え・付替え製品の普及による本体容器の再利用の推進、詰替えやすさ・付替えやすさの向上（開封のしやすさ、詰替え付替え時間の短縮、注ぎやすさ等）、エアゾール製品にガス抜きキャップを装着することにより、収集・処理の安全化と再資源化の推進

c. リサイクル

お客様による部品の分離及び洗浄が容易な構造の推進、リサイクル適性を重視した素材選定の推進（単一素材化、複合素材・材料の易分離化、等）、再資源化後の材料の安全性担保のために、内容物に接触しない部品においても人への安全性に影響のない材料の仕様の推進（食品接触対応材料等）、ガラスびん3R促進協議会の定める「3Rのためのガラス容器自主設計ガイドライン」に準じる。

d. リニューアブル

再生材の使用比率の向上、バイオマスプラスチックの利用

e. 廃棄の極小化

廃棄する製商品・資材・原料の削減、中身を最後まで使い切れる容器の利用

f. エネルギーコストの削減

水道光熱費の削減、再生エネルギーの活用、紙使用量の削減、非木材紙やFSC（森林管理協議会）等の認証紙の使用

等を掲げ、それぞれについて定量的な目標値を設定しております。温室効果ガス排出量等の計測についても、検討してまいります。

(5) 人的資本（人材の多様性を含む）に関する「戦略」

女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保につきましては、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進しております。当社は、化粧品会社であり、登録されている愛用者の約86%が女性であることから、特に積極的に取り組んでおります。

人材の多様性確保に向けた方針・実施状況の開示につきましては、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示します。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示します。

令和8年6月23日現在、女性役員は2名（全取締役に占める比率22.2%）です。当事業年度におきましては、女性管理職は13名（管理職全体に占める比率30.2%）です。男性社員の育児休業取得率は、0.0%でした。

今後5年以内に、全取締役に占める女性役員比率を30.0%以上に、管理職に占める女性管理職比率を35.0%以上にしてまいります。男性社員の育児休業取得率の向上、及び外国人の管理職登用につきましては、今後の事業展開を鑑み、適時、判断してまいります。

また、人材の育成についても、IBS（アイビービジネススクール）による教育制度を活用し、必要な研修やOJTを行ってまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響の及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

a. 感染症による社会全体への影響による、当社の営業活動への影響

新型コロナウイルス感染症等による社会全体への影響により、当社が大切にしている「人と人が直接出会い、コミュニケーションを取りながら、品質、機能性を追求した製品や、お客様視点にたったサービスを提供していく訪問販売、対面販売」という事業基盤が大きな影響を受けましたが、次第に社会環境は改善し、今後当社の企業活動は活発になると考えております。

もし、新しい感染症が再度まん延する事態になった場合には、カウンセリング販売、研修、会議、勉強会などの開催が中止または延期を余儀なくされ、当社が新しい販売員、顧客をつくっていく活動が制限される可能性があります。また、新型コロナ禍の影響による超過死亡率の増加等により、当社販売組織がダメージを受ける可能性があります。

b. 原料・資材となる成分について

当社の製造及び販売する「化粧品」及び「医薬部外品」並びに「その他製商品」に使用される原料・資材は、世界各地、様々な企業グループより供給を受けております。当社は、その品質、有効性、安全性を確認し、原料・資材として使用しておりますが、

- ・原料・資材供給が様々な要因により停止した場合、
- ・原料・資材の価格が想定以上に高騰した場合、
- ・薬機法の改正により、従来使用していた原料が使用できなくなった場合、

等については、主要製品の製造及び販売に影響を与え、当社の経営指標並びに財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、大規模な災害が発生した場合には、一部の原料・資材供給面において、安定的な供給に影響が出る可能性があります。

特に、令和8年2月に始まった中東紛争の影響により、原油やナフサ等の主要な輸送ルートであるホルムズ海峡が封鎖された状況は、川下産業である化粧品業界にとって、大きな影響があります。

当社といたしましては、リスク要因の位置づけ、資材・原料・半製品・商品仕入について細心の注意をもって、取り組むように努めてまいります。

c. 販売会社等の持つ流通在庫について

当社の販売システムは卸形態を採っております。また当社の販売先は、当社と直接、販売契約を締結している販売会社が主体となっており、当社は販売会社に製商品の引渡時点で売上を計上しております。化粧品等はその販売会社と販売契約を締結している営業所を経て、ビューティマネージャーへ卸され、アイビーメイツ及びご愛用者へ販売しております。

当社では238社（令和8年3月末現在）ある販売会社に引渡時点で売上高を計上しているため、販売会社の仕入政策により当社の売上は大きく影響を受けます。販売組織の持つ流通在庫につきましては、定期的なヒアリングにより、財務状況・在庫状況を把握するように努めておりますが、特に強化製品に関連して販売会社の在庫消化見込みを誤り、販売会社に過剰在庫が生じ、その後の在庫調整により当社の売上が低迷するリスクがあります。

当社といたしましては、販売会社の在庫状況に注意を払いながら、営業活動を行うように努めてまいります。

d. 販売組織の財務状態について

販売会社の経営状況につきましては、定期的なヒアリングにより、財務状況・在庫状況を把握するように努めております。しかしながら、販売会社に当社の把握しきれない財政状態の急激な悪化があった場合は、貸倒引当金の計上等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、コロナ禍におけるいわゆるゼロゼロ融資の返済が、中小企業の資金繰りに与える影響が懸念されます。販売会社の一部には、資金繰りに支障をきたす可能性もあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、販売会社の経営状況を把握するとともに、与信管理をしっかりと行ってまいります。

e. 特定商取引に関する法律などについて

当社の販売形態は、主として訪問販売の形態をとっておりますが、訪問販売は、「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。「特定商取引に関する法律」が改正された場合は、当社の販売システムの維持に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、法務部門による情報収集をしっかりと行い、適宜対応してまいります。

f. 新製品・強化製品への依存度、売上・利益の季節変動性について

当社の売上高のうち、新製品・強化製品の売上高に占める比率は、令和6年3月期は49.8%、令和7年3月期は47.3%、令和8年3月期は37.4%、となっており、従前より売上高については下表のとおり、季節変動性が高く、新製品・強化製品の販売促進時期の影響で一定の時期に集中する傾向があります。その為、キャンペーンによる新製品・強化製品の売上状況により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

令和6年3月期

(単位：百万円)

	上半期		下半期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	1,498		1,215	
	334	1,163	228	986
四半期純利益又は四半期純損失()	191		31	
	254	446	288	257

令和7年3月期

(単位：百万円)

	上半期		下半期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	1,381		1,548	
	270	1,110	346	1,201
四半期純利益又は四半期純損失()	186		229	
	587	401	146	376

令和8年3月期

(単位：百万円)

	上半期		下半期	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	1,384		1,257	
	228	1,156	312	944
四半期純利益又は四半期純損失()	184		20	
	272	457	171	151

当社と致しましては、年度における新製品・強化製品の売上高に占める比率のコントロールを行い、平準化に努めてまいります。

g. 収益構造について

当社は、売上高増減が、レバレッジが効いて利益に影響を与える収益構造となっております。売上高の急激な減少が発生した場合に、原価及び経費コントロールが追い付かない場合には、業績が悪化するリスクがあります。

当社といたしましては、売上高増減による変動を抑えるとともに、事前に状況を予測し、原価及び経費コントロールを出来るように努めてまいります。

h. 海外事業について

当社は、今現在海外事業として、育毛剤「ステムシグナル」の台湾市場への輸出を令和5年8月に行ってから輸出がありませんが、今後、輸出相手国を増やしていく予定です。海外事業を展開する場合、国ごとにントリーリスクや為替変動リスクが存在し、海外事業が初期投資額に見合う収益を得られない場合は、当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

i. 資金調達について

財務面におきましては、金融機関からの新たな資金調達の困難性が継続するリスクがあります。

資金調達状況については、当事業年度に新株予約権の権利行使が行われ、193百万円を調達しました。また、取引銀行とも緊密に連絡をとっており、新規融資を190百万円得られました。引き続き、多様な選択肢の中から最良の選択をできる環境維持にむけて、今後も、信用力向上に努めてまいります。

j. 配当について

当社は、収益状況が悪化した場合、A種優先株式に対する優当及び普通株式に対する配当が行えないリスクがあります。

株主の皆様には配当を再び行えるように、利益剰余金を増やせるように努めてまいります。

K. 東証スタンダード上場維持基準について

当社は、東証スタンダード市場に上場しておりますが、東証スタンダード市場の上場維持基準への適合状況は、以下のとおりです。

(令和8年3月)

項目	上場維持基準	適合状況
1.株主数(単元株以上)	400人以上	○3,812人
2.流通株式	a.流通株式	○47,612単位
	b.流通株式時価総額	○18.2億円
	c.流通株式比率	○74.23%

令和8年3月時点では、全項目適合しておりますが、もし、東証上場維持基準に抵触した場合は、当社の信用状況に影響を及ぼす可能性があります。

(会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等)

該当事項はありません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響も次第に薄れ、経済社会活動の正常化が進められました。世界情勢は、ウクライナ紛争、ガザ地区へのイスラエルによる侵襲、米国によるベネズエラへの軍事介入、イスラエルと米国によるイラン攻撃とそれにともなう中東紛争、など不安定な状況が続きました。また、米国トランプ大統領の関税政策をはじめとした混乱が続きました。

一方、国内においては高市内閣が成立し、株高や円安、資源高が進展し、物価高への懸念が高まりました。物価上昇、供給面での制約等、依然として厳しい状況が続いているものの、インバウンド需要の好調もあり、景況感は回復に向かいました。

新型コロナウイルス感染症流行の影響が薄れた当化粧品業界は、徐々に回復の兆しをみせており、令和7年の年間化粧品販売金額は前年比1.2%増（出典：経産省生産動態統計を集計）の推移となりました。訪問販売化粧品市場では、チャンネルを横断した展開が拡大・加速し、企業間競争は激しさを増しております。人を介したサービスを機軸にする訪問販売業界では、生活様式の変化に伴う販売活動の変化や離客などにより市場は縮小傾向となっております。また、中・高齢層を中心とした需要へとシフトが進むなか、若年層の新規顧客・販売員の獲得、インターネットを用いた情報収集によって気軽に購入するという消費者ニーズの変化に対応することも重要な成長課題となっております。

このような状況のもとで、当社は企業理念「愛と美と豊かさの实践と追求」に基づき、コア事業である訪問販売領域の販売組織満足を獲得するとともに、すべてのステークホルダーの満足度向上を目指し、企業活動に邁進してまいりました。

当事業年度におきましては、令和7年12月にふきとり化粧水「ピーリング ローション」および集中保湿パック「モイスト シート」を、令和8年2月にメーク製品「チュリエ プレミアムセット」を新発売し、顧客拡大、並びに顧客満足向上に努めてまいりました。

経営基盤強化につきましては、「安定利益基盤の再構築」、「実績連動型人事制度への移行」、「財務基盤強化のための資金調達」、「在庫コントロールによる在庫適正化推進」、「コーポレートガバナンス体制の強化」等の重要課題を「取締役会」、「経営会議」において主導し実行してまいりました。

実務面においても新規剤の開発及び製品開発の推進、製造原価の継続的低減活動、需要予測と原材料調達計画の精度向上、ISO品質マネジメントシステムの運用推進、経費予実管理の徹底及び固定費の圧縮、SDGsへの取り組みの推進、コンプライアンスの継続強化等に取り組んでまいりました。

売上面におきましては、当事業年度は大型新製品がなかったこと、営業所やB Mの増設が低調に推移し、大変苦戦しました。強化製品の「レッドパワー セラム」につきましては、出荷数 18,058セット（前事業年度 17,903セット）と復調してきた一方、「ホワイトパワー セラム」（医薬部外品）については、10,529セット（前事業年度 10,710セット）と軟調に推移しました。レギュラー製品については、軟調に推移しました。その結果、当社が目標としていた上代売上（定価ベース）の売上高は、7,471,025千円（前事業年度 8,310,892千円）となりました。販売組織の研修動員、新規顧客の獲得、については、回復に向かいました。

一方、利益面におきましては、売上原価率は30.2%（前事業年度29.5%、0.7%増）となりました。また、売上総利益は、売上高が減収となったこともあり、1,842,338千円と前事業年度比10.7%減となりました。販売費及び一般管理費につきましては、経費使用方針に基づく予算管理を徹底したものの、諸物価高騰の影響もあり、前事業年度比0.2%増となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,641,736千円（前事業年度2,929,931千円、9.8%減）、営業利益は195,129千円（前事業年度422,626千円、53.8%減）、経常利益は192,470千円（前事業年度420,477千円、54.2%減）、また特別利益266千円、特別損失10,894千円、税金費用等を17,317千円計上したことにより、当期純利益は164,525千円（前事業年度43,013千円、282.5%増）となりました。

部門別の販売実績につきましては、次のとおりであります。

[化粧品部門]

イ. スキンケア

令和7年12月にふきとり化粧水「ピーリング ローション」および集中保湿パック「モイスト シート」を発売し、顧客満足向上に努めました。スキンケア全体の売上高は1,899,406千円（前事業年度比11.4%減）となりました。

ロ. メークアップ

令和8年2月にメーク製品「チュリエ プレミアムセット」を発売し、顧客満足向上に努めました。メークアップ全体の売上高は208,231千円（同1.2%増）となりました。

ハ. ヘアケア

新製品の発売はなく、ヘアケア全体の売上高は143,337千円（同1.4%増）となりました。

ニ. その他化粧品

新製品の発売はなく、その他化粧品全体の売上高は18,796千円（同0.1%増）となりました。

以上、化粧品部門の売上高は2,269,771千円（同9.6%減）となりました。

[美容補助商品]

新製品の発売はなく、美容補助商品全体の売上高は342,478千円（同11.8%減）となりました。

[化粧雑貨品等]

新製品の発売はなく、売上高は29,485千円（同5.5%減）となりました。

当期の財政状態の概況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は2,543,317千円（前事業年度末は2,472,064千円）となり、前事業年度末に比べ71,252千円増加しました。これは主に、売掛金が317,119千円、原材料及び貯蔵品が99,806千円減少したものの、現金及び預金が466,507千円、商品及び製品が53,525千円、増加したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は1,099,545千円（同1,095,124千円）となり、前事業年度末に比べ4,420千円増加しました。これは主に、破産更生債権等が60,525千円減少したものの、貸倒引当金が63,432千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は816,824千円（同884,795千円）となり、前事業年度末に比べ67,970千円減少しました。これは主に、買掛金が15,533千円、短期借入金が100,000千円、返金負債が59,951千円増加したものの、電子記録債務が30,912千円、未払費用が38,302千円、一年内返済予定の長期借入金が8,796千円、未払法人税等が64,424千円、未払消費税等が94,949千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は187,559千円（同213,994千円）となり、前事業年度末に比べ26,435千円減少しました。これは主に、定時返済などで長期借入金が24,538千円、その他が1,897千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は2,638,478千円（同2,468,399千円）となり、前事業年度末に比べ170,079千円増加しました。これは主に、剰余金の配当が187,890千円あったこと、新株予約権の行使により資本金が96,964千円、資本準備金が96,964千円増加したこと、当期純利益を164,525千円計上したことによるものです。この結果、自己資本比率は、72.4%（同69.2%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、長期借入金の返済による支出、配当金の支払、未払消費税等の減少等があるものの、売上債権の減少、株式の発行による収入、長期借入れによる収入等により、前事業年度末に比べ463,507千円増加し、当事業年度末には1,041,445千円となりました。

また当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は451,036千円（前年同期比5,100千円増）となりました。

これは主に未払消費税等の減少額94,949千円、法人税等の支払額92,441千円、貸倒引当金の減少額68,061千円等があるものの、売上債権の減少額377,644千円、税引前当期純利益181,842千円、返金負債の増加額59,951千円、減価償却費49,802千円、前払費用の減少額42,287千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は58,152千円（前年同期比39,717千円増）となりました。

これは差入保証金の回収による収入16,335千円、貸付金の回収による収入3,716千円があるものの、有形固定資産の取得による支出65,664千円、無形固定資産の取得による支出9,206千円、定期預金の預入による支出3,000千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は70,608千円(前年同期は58,273千円の使用)となりました。

これは主に長期借入金の返済による支出223,334千円、配当金の支払額187,890千円等があるものの、株式の発行による収入193,471千円、長期借入れによる収入190,000千円、短期借入金の純増額100,000千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、生産実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度の生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
スキンケア	2,506,715	113.9
メイクアップ	195,783	94.0
ヘアケア	140,226	135.4
その他	17,617	120.3
合計	2,860,342	113.2

(注) 金額は、販売価格で表示しております。

b. 商品仕入実績

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、商品仕入実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度の商品仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
美容補助商品	198,722	132.7
化粧雑貨品等	19,815	119.5
合計	218,537	131.4

(注) 金額は、仕入価格で表示しております。

c. 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

d. 販売実績

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、販売実績のセグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
スキンケア	1,899,406	88.6
メイクアップ	208,231	101.2
ヘアケア	143,337	101.4
その他	18,796	100.1
化粧品合計	2,269,771	90.4
美容補助商品	342,478	88.2
化粧雑貨品等	29,485	94.5
合計	2,641,736	90.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、上記記載のとおりですが、経営者が判断している重要な指標等につきまして、補足いたします。

a. 上代売上(小売価格ベース)と下代売上(会計上の売上)の関連性について

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しております。当社は、販売会社と小売価格ベースである上代売上で目標を共有化しております。通常、上代売上に対する商品売上(下代売上)の平均掛率は36~40%です。この掛率は、販売契約で定めておりますので、大きく変動することは少ないですが、総じて上代売上高の好調な時は低く、上代売上高が不調な時は高くなる傾向があります。また、通常掛率を適用しないエイド品の場合には、製品ごとに下代価格を定めており、エイド品の売上比率が高い場合には、上代売上金額に対する下代売上金額は高くなる傾向があります。さらに、会計上の売上は、商品売上(下代売上)から売上割戻額「販社リファンド」を引いて算出いたします。

当事業年度における上代売上高は、当初92.0億円を目指しておりましたが、結果は74.3億円と大幅な目標未達という結果でした。当社としては、上代売上目標を販売組織とともに達成することを最重要視しております。

b. 経営重要指標(KPI; Key Performance Indicator)について

経営重要指標(KPI)として、棚卸資産回転期間、自己資本比率、売上高経常利益率を経営状況のバランスを測る指標としております。

棚卸資産回転期間については、8.5ヶ月(前事業年度9.4ヶ月)となりました。これは主に当事業年度において棚卸資産を41,510千円削減したことによるものです。引き続き、正常な水準(目標6.0ヶ月)に戻せるように取り組んでまいります。

自己資本比率につきましては、72.4%(前事業年度69.2%)となりました。これは、主に当期純利益を164,525千円計上したこと、新株予約権の行使が193,929千円あったこと、によるものです。引き続き、正常な水準(目標60.0%)を維持出来るように取り組んでまいります。

売上高経常利益率につきましては、7.3%(前事業年度14.4%)となりました。これは、主に売上減によるものです。今後については、引き続きKPIの数値を正常な水準(目標15.0%)に戻せるように取り組んでまいります。

c. 研修動員数

当社の経営成績に重要な影響を与える要因の一つとして、販売組織における研修動員数が重要であると考えております。当事業年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の流行も落ち着き、研修を行いやすい環境になってまいりました。

理念研修としての「SA研修」の新規動員は993名（前事業年度は1,111名）、美容研修としての「美容教室」の新規動員2,069名（前期2,250名）と苦戦しました。今後については、動員数の更なる回復を図ってまいります。一方、営業所ランクアップのための研修であるVR研修や美容実践研修などは新規動員数が増加してまいりましたので、営業所増設に力を入れてまいります。

d. 流通在庫

当社の経営成績に重要な影響を与えるもう一つの要因としては、販売会社の経営状態が重要であると考えております。販売組織における流通在庫は、ヒアリングにより大まかな把握を行っております。当事業年度におきましては、令和8年3月末時点で、令和7年3月末よりも流通在庫は減少していると推定しております。各種データからも一部過剰な販売会社や製品はあるものの、流通在庫はほぼ適正水準に収められております。一方、販売組織の実売状況は、当社からの仕入（当社売上）を上回って推移しており、売上回復に向けた一定水準の愛用者数は維持していると考えております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の判断しているキャッシュ・フローの状況につきまして、補足いたします。

a. キャッシュ・フロー分析

当事業年度において、営業キャッシュ・フローが451,036千円のプラスとなりました。投資キャッシュ・フローはマイナスでしたが、財務キャッシュ・フローはプラスとなりました。当事業年度末の現預金残高は1,041,445千円（前事業年度末比463,508千円増）となりました。今後については、売上高を上げるとともに、仕入及び経費支出を抑え、手元流動資金を積み増す方針でございます。当社といたしましては、引き続き財務内容の改善に全力で取り組んでまいります。

b. 資本の財源について

当社の資本の財源については、資本金、資本剰余金及び利益準備金等によって構成されております。当事業年度におきましては、新株予約権の行使が193,929千円行われ、当期純利益を164,525千円計上したことにより、当事業年度末の純資産は2,638,478千円となりました。配当政策については、8期ぶりの復配を行う予定です。将来のビジネス環境の変動にもそなえるための内部留保をしながらも、積極的な利益還元を行う方針です。

c. 資金の流動性について

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は借入（社債含む）により資金調達することとしております。当社の運転資金は季節変動が大きく、9月頃に手元流動性が低くなる傾向があります。この時期に必要な現預金を運転資金として保持できるように努めてまいります。また、当事業年度末においてまだ在庫が多い状態と認識しており、売上を上げるとともに、仕入及び経費支出を抑制することにより手元資金を生み出し、内部留保した利益と合わせて、負債の削減を行う予定です。

なお、平成30年12月に発行したA種優先株式1,000,000千円については、当社の収益基盤が安定化してきましたので、資金繰りに目処がつけば、取得条項を行使する予定です。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。財務諸表の作成にあたり、当社は期末日における資産及び負債、当事業年度における収益及び費用に影響を及ぼすような見積りを行う場合があります。これらの見積りについて、当社は過去の実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、見積り根拠となる仮定又は条件等の変化により、見積り内容が実際の結果と異なる可能性があります。なお、見積りにあたっては、保守主義の原則にそって判断をするようにしております。

イ．売上割戻し（販社リファンド等）

当社の取引先である販売会社とは、独自の販売システムに基づく販売契約を締結しております。販売システムにおいて、「販売会社が販売会社を産んで育てる」という育成の仕組みを具現化しております。子販社を産んだ親販社に対しまして、親販社自身の仕入実績に係る当社への入金金額に対し、販売契約で定めた掛率を掛けてキャッシュバックを行っております。

「販社リファンド」は、支払対象の販社の仕入が大きい時に多く、支払対象の販社の仕入が小さい時には少なくなるため、月次及び年度による金額は大きく変動いたします。また、当該キャッシュバックの予定金額については、売上割戻しとして売上高より控除しておりますが、入金金額等の条件等の変化により、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

ロ．経営指導料

当社は、子販社を産んだ親販社に対しまして、子販社等の仕入実績に対する入金金額に対し、「経営指導料」として、販売契約で定めた掛率を掛けてキャッシュバックを行っております。当該キャッシュバックの予定金額については、売上割戻しとして売上高より控除しておりますが、子販社等の入金金額等の条件等の変化により、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

ハ．棚卸資産評価損

当社は、製品及び原料・資材の廃棄を極小になるように、生産調整会議等で仕入・生産のコントロールを行っております。ただし、売上予測に基づく見込み生産のため、実際の販売数と生産数の相違が出る可能性があります。製商品の消費期限を規程で定めており、四半期毎に洗い替えを行い、期限切れの原料や製品については、評価損を原価計上しております。また、過去の出荷実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、生産見込みあるいは出荷見込みがないと判断した数量の原料・資材及び製品の原価相当額を、当事業年度に評価損として、原価に見積り計上しております。評価損の見積りにあたっては、過去の出荷実績やその時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、見積り金額が実際の結果と異なる可能性があります。

棚卸資産の計上額は、在庫原価から「評価損」を（収益性の低下に伴う簿価切下）差し引いた金額です。また翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出しており、「評価損」の金額は売上原価に含まれております。

当社の取引先である販売会社については、全販売会社から決算報告書を入手しており、販売会社の在庫状況についても、各種データやヒアリングにより確認しております。製品ごとの出荷予測数値は、過去数年の出荷数と上記流通在庫の状況を考慮し、今後も販売会社の売上高が過去のトレンドで推移すると仮定し、算出しております。

当社は、現状の在庫評価基準に基づく「評価損」を差し引いた棚卸資産計上額が適正であると考えておりますが、化粧品市場におけるマーケットの変化や経済情勢の変化等により、棚卸資産の「評価損」と将来における廃棄金額が相違する可能性があります。

ニ．貸倒引当金

当社の取引先である販売会社は財務基盤が脆弱なところも少なからず存在します。貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社は全販売会社に決算書の提出を求めており、各販売会社の決算数字及び研修動員などの活動状況及び各販売会社からの入金実績や経営状況のヒアリングを通じて与信ランクを作成しており、そのデータに基づき算出しております。

当社は、現状の貸倒引当金計上額で、当社が認識しうる信用リスクから発生する可能性のある損失を適切に見積もっていると考えておりますが、貸倒引当金の見積りは基本的に過去のデータにより計算しているため、将来見込等の要素も加えているものの急激な経済金融情勢の変化等により、実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

ホ．繰延税金資産

当社は、課税所得の計算上の資産・負債と、貸借対照表上の資産・負債の計上額との一時差異に関して、法定実効税率を用いて繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

財務諸表に計上した金額の算出方法については、繰延税金資産の回収可能性を、将来の企業の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて判断することとしております。

当事業年度においては、直近数年間の当社の経営計画と実績の乖離が大きいことから、将来における課税所得見通しを保守的に見積っており、繰延税金資産を計上しておりません。

(なお、上記課税所得見通しについては、保守的に算出しており、当社の売上利益計画とは異なります。)

5【重要な契約等】

a. 販売の提携

当社は、販売代理店である販売会社と「販売契約」を締結しております。

- 1) 契約の本旨：販売代理店である販売会社が当社製商品を継続的に顧客に販売供給し、その責務を果たすことにあります。
- 2) 契約先：化粧品等の販売会社（国内238社）
- 3) 販売製品：化粧品、美容補助商品及び化粧雑貨品等
- 4) 契約期間：1ヶ年（更新）

b. 第一回A種優先株式の発行

当社は、重要な契約等の決定又は締結等として、下記のとおり平成30年12月25日に第一回A種優先株式の発行を1,000,000,000円行っております。

第三者割当によるA種優先株式の発行に関する事項

第一回A種優先株式発行の概況

(1) 発行期日	平成30年12月25日（火）
(2) 発行株式の種類及び数	株式会社アイビー化粧品 A種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。） 500,000株
(3) 発行価額	1株につき金2,000円
(4) 発行価額の総額	金1,000,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき金1,000円
(6) 資本組入額の総額	金500,000,000円
(7) 割当方法	第三者割当
(8) 第三者割当による割当先	株式会社白銀社
(9) その他	A種優先株式の発行要項の概要は以下のとおりです。 A種優先株式の優先配当金は、1株当たり60円（発行価額の3%）としており、A種優先株式の株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 A種優先株式の配当につき、累積・非参加条項を定めております。 A種優先株式には残余財産分配優先権はなく、発行価額を上限とし、残余財産の分配は普通株式と同順位と定めております。 A種優先株式には、議決権がありません。 A種優先株式には、普通株式への転換権がありません。 A種優先株式には、A種優先株主意志に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

6【研究開発活動】

当社は、全ての女性がいつまでも健康的で若々しく、そして美しい素肌を保ち続ける事を願い、「ノーマライジング」を永遠の美のテーマとし、化粧品並びに医薬部外品、美容補助商品の研究開発を行い、これらの製品・商品を提供し多くの皆様に好評を得ております。

令和7年12月には、古い角質をやさしくふきとり、なめらかで輝くような美しい肌へ導く『ピーリング ローション』、顔のすみずみまで全方位フィットし集中保湿する『モイスト シート』 パック を発売し、いずれも好評を得ています。

令和8年2月には、チュリエ発売5周年を記念して歴代の限定メイクセットの中から好評であったアイテムを揃えた『チュリエ プレミアムセット』として、使いやすいパウダーとペンシルの『チュリエ ダブル アイブロウ BR02』、美しく長いまつ毛で、目の大きさ印象を上げる『チュリエ ロングラッシュ マスカラ BK01』、目元に上品なツヤと立体感を演出する『チュリエ グロッシィ アイカラー WT01』、ツヤ肌際立つ、人気のピンクパウダーの『チュリエ ルース パウダー PK01』 おしろい、唇をふっくら見せ、魅力的に演出する『チュリエ リップオイル PK01』 リップカラー を発売しました。

基礎研究分野につきましては、前事業年度に引き続き機能性の高い化粧品・健康食品の基盤になる『有用素材の探索』に力を入れ、研究を行ってまいりました。その研究成果を製品開発に応用しております。また、化粧品・医薬部外品・健康食品に応用可能な製剤技術や有用成分に関する基礎研究を行い、その成果を第98回日本細菌学会総会にて1題、日本ケミカルバイオロジー学会第19年会にて1題、第54回医用高分子シンポジウム 1題、第67回天然有機化合物討論会 1題、日本生薬学会第71回年会にて1題、第84回日本癌学会学術総会にて1題、第98回日本生化学大会にて1題、第48回日本分子生物学会年会にて2題、第99回日本薬理学会年会にて1題、日本化学会第106回春季年会にて1題、日本薬学会第146年会にて3題の発表を行いました。

特許関連につきましては、『TGF- シグナル伝達阻害剤』について、特許査定を得ました。

美容研究分野につきましては、これまで当社が蓄積してきた皮膚科学データに基づき、全国の販売現場へ向かう美容社員に対して『肌トラブルの原因と対応』の教育を実施し、美容教育のサポートを行いました。

安全性・有用性評価研究においては、お客様に安心してご使用いただける製品の提供を目指し、製品仕様に合わせた評価方法にて客観的評価を行っております。製品開発時におきましては、製品特性に応じ、皮膚科専門医監修のもと、厳密な連用評価を実施し、安全性と有用性の両立を追求しております。

今後も各種評価方法に基づいて製品評価を行い、D D S 概念を応用した高い有用性と、安心してお使いいただける高い安全性を追求した製品をお客様に届けてまいります。また、研究成果は論文投稿、国内外の学会発表を通じて積極的に外部発信してまいります。

なお、当事業年度の研究開発費の総額は167,512千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、58,883千円であります。主なものは、美里地区エアコン更新7,414千円、美里地区受変電設備更新5,702千円、美里地区重量シャッター更新5,600千円、富士研修センター敷地内排水工事18,854千円、美里工場機械装置7,818千円、開発研究所測定器8,706千円、新製品金型代4,540千円であります。

なお、旧製品金型の除却は、36,629千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。なお、セグメント情報を記載していないため、事業所に係るセグメントの名称は、記載しておりません。

令和8年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
美里工場 (埼玉県児玉郡美里町)	化粧品等の生産設備	109,844	29,347	456,805 (32,303㎡)	6,576	60,255	17
開発研究所 (埼玉県児玉郡美里町)	化粧品等の開発研究施設	23,902	-		3,130	27,032	12
美里物流センター (埼玉県児玉郡美里町)	物流倉庫	23,766	-		631	24,398	-
本社 (東京都港区)	統括業務施設	7,693	-	- (-)	4,688	12,381	44
アルテミス東京 (東京都港区)	情報発信拠点	28	-	- (-)	-	28	-
富士研修センター (山梨県南都留郡忍野村)	教育施設	66,180	-	52,666 (5,393㎡)	-	118,847	-
関西推進部大阪 (大阪府茨木市)	販売	1,765	-	- (-)	439	2,205	20
西日本営業部山陰 (鳥取県米子市)	"	2,538	-	- (-)	42	2,581	2
西日本営業部九州 (福岡市博多区)	"	369	-	- (-)	-	369	5

- (注) 1. 本社には、貸与中の建物(165.6㎡)を含んでおり、その貸与先は㈱ユウガであります。
2. 美里工場、開発研究所及び美里物流センターは同一敷地内にあるため、土地は区分記載しておりません。
3. 従業員数には嘱託社員、退職者及び臨時雇用者は含まれておりません。
4. 東日本営業部は本社内に開設しており、本社に含めております。
5. 関西推進部(京都)、西日本営業部(関西)は関西推進部(大阪)と同じ建物に開設しているため、関西推進部大阪に含めております。

6. 上記の内、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

本社(統括業務施設)	賃借料年額	166,305千円	差入保証金	244,216千円
関西推進部大阪(販売施設)	賃借料年額	7,065千円	差入保証金	4,121千円

7. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は以下のとおりであります。

名称	数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
事務用機器、コンピュータ等 (所有権移転外ファイナンス・リース)	149	1～7	2,738	5,098
車両運搬具(オペレーティング・リース)	12	1～5	4,958	3,303

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
A種優先株式	1,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和8年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和8年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,414,000	6,414,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A種優先株式	500,000	500,000	非上場	単元株式数 100株
計	6,914,000	6,914,000	-	-

(注) A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 優先配当金、累積条項、非参加条項

- 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該普通株式配当に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。
- A種優先配当金の額は、1株につき60円とし、金銭で支払うものとする。なお、A種優先株式が発行された事業年度におけるA種優先配当の額は、1株につき60円を、A種優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額(少数部分については、切捨てる額)とする。
- 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、前項で定めた額を上限として、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「A種無配時優先配当」という。)を行うことが出来る。
- A種優先配当又はA種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、翌期以降第1項から第3項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当又はA種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「A種累積未払配当」という。)を行う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、「A種累積未払配当」不足額を支払う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、「A種累積未払配当」支払いのほか、A種優先株式1株につき、普通株式と同順位で、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。ただし、分配可能な残余財産が、A種優先株式払込金に相当する金額を超える場合には、普通株主に先立ち、A種優先株式払込金に相当する金額を支払い、それ以上の残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株式を有する株主は、株主総会において決議すべきすべての議案について議決権を有しないものとする。

(4) 種類株主総会

1. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
2. 定款第20条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
3. 定款第21条、第22条及び第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
4. 定款第23条の規定は、会社法第324条の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

1. 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、次項に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。
2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式による取得価額とする。
[算式] A種優先株式1株当たりの取得価額 = [A種優先株式1株当たりの払込金額] + [A種優先株式発行の翌日から金銭対価取得条項取得日までの日数に応じて、1年につき60円の割合による金額(1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。)] - [当社がA種優先株式につき支払ったA種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当の合計額]

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

1. 当社は、普通株式の分割又は併合を行う場合及び法令に定める場合を除き、A種優先株式につき株式の分割又は併合を行わない。普通株式の分割又は併合を行う場合には、A種優先株式も同様の比率で分割又は併合を行い、定款第12条及び第13条に定める事項も、合理的な割合で調整されるものとする。
2. A種優先株式に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の事項

当社は、当社定款第6条、第8条、第12条から第17条に定めるほか、A種優先株式に関する事項について、これをA種優先株式の発行に先立って、取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき新たに発行した新株予約権はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度における行使の状況

本第5回新株予約権

	中間会計期間 (令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで)	第51期 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使条件付新株予約権等の数(個)	2,260	6,200
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	226,000	620,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	327	312
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	73	193
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権等の数の累計(個)	-	12,500
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,250,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	306
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	382

(注) 第5回新株予約権の権利行使は、令和8年2月18日をもって行使が完了いたしました。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和5年7月18日 (注)1	60,000	5,664,000	18,214	1,322,414	18,214	862,014
令和6年9月25日 (注)2	180,000	5,844,000	27,066	1,349,481	27,066	889,081
令和6年10月16日 (注)2	450,000	6,294,000	67,666	1,417,147	67,666	956,747
令和7年4月1日～ 令和7年7月29日 (注)2	197,000	6,491,000	29,693	1,446,841	29,693	986,441
令和7年7月30日 (注)3	-	6,491,000	-	1,446,841	307,500	678,941
令和7年7月31日～ 令和8年2月18日 (注)2	423,000	6,914,000	67,271	1,514,112	67,271	746,212

(注)1. 第三者割当による第3回新株予約権(行使価額修正条項付)の新株予約権の権利行使による増加であります。
(注)2. 第三者割当による第5回新株予約権(行使価額修正条項付)の新株予約権の権利行使による増加であります。
(注)3. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5)【所有者別状況】

普通株式

令和8年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	17	104	17	19	3,653	3,813	-
所有株式数 (単元)	-	1,159	2,121	12,545	1,506	1,330	45,195	63,856	28,400
所有株式数の 割合(%)	-	1.82	3.32	19.65	2.39	2.08	70.78	100.00	-

(注)自己株式48,438株は「個人その他」に484単元及び「単元未満株式の状況」に38株を含めて記載しております。
なお、自己株式48,438株は株主名簿記載上の株式数であり、令和8年3月31日現在の実質所有株式数は47,838株
であります。

A種優先株式

令和8年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	5,000	-	-	-	5,000	-
所有株式数の 割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

令和8年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社白銀社	東京都港区赤坂6-18-3	11,624	16.92
株式会社ブリーズ	東京都港区北青山2-7-13-3F	2,300	3.34
アイビー化粧品取引先持株会	東京都港区赤坂6-18-3	1,663	2.42
安藤 英基	東京都品川区	1,472	2.14
白銀 恵美子	東京都港区	1,301	1.89
安藤 英雄	東京都港区	1,240	1.80
白銀 浩二	東京都港区	1,192	1.73
アイビー共栄会	東京都港区赤坂6-18-3	1,165	1.69
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2-4-2	1,125	1.63
山崎和也	青森県弘前市	922	1.34
計	-	24,004	34.96

(注) 1. 上記のほか、自己株式が478百株あります。
2. 所有株式数には、普通株式の他、A種優先株式を含めております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

令和8年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社白銀社	東京都港区赤坂6-18-3	6,624	10.45
株式会社ブリーズ	東京都港区北青山2-7-13-3F	2,300	3.62
アイビー化粧品取引先持株会	東京都港区赤坂6-18-3	1,663	2.62
安藤 英基	東京都品川区	1,472	2.32
白銀 恵美子	東京都港区	1,301	2.05
安藤 英雄	東京都港区	1,240	1.95
白銀 浩二	東京都港区	1,192	1.88
アイビー共栄会	東京都港区赤坂6-18-3	1,165	1.83
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2-4-2	1,125	1.77
山崎和也	青森県弘前市	922	1.45
計	-	19,004	29.98

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

令和8年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500,000	-	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 47,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,337,800	63,378	-
単元未満株式	普通株式 28,400	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	6,914,000	-	-
総株主の議決権	-	63,378	-

(注) A種優先株式の内容につきましては、(1)株式の総数等 発行済株式 を参照ください。

【自己株式等】

令和8年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイピー化粧品	東京都港区赤坂6丁目18番3号	47,800	-	47,800	0.69
計	-	47,800	-	47,800	0.69

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が600株(議決権の数6個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

本信託について

名称	従業員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社赤坂国際会計
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和8年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(2) 「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	68,925株	544,507千円(注)
当事業年度における交付株数	-株	-千円
当事業年度末における「従業員向け株式交付信託」が所有する株数	36,719株	290,080千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円

(注) 「従業員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(3) 「従業員向け株式交付信託」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

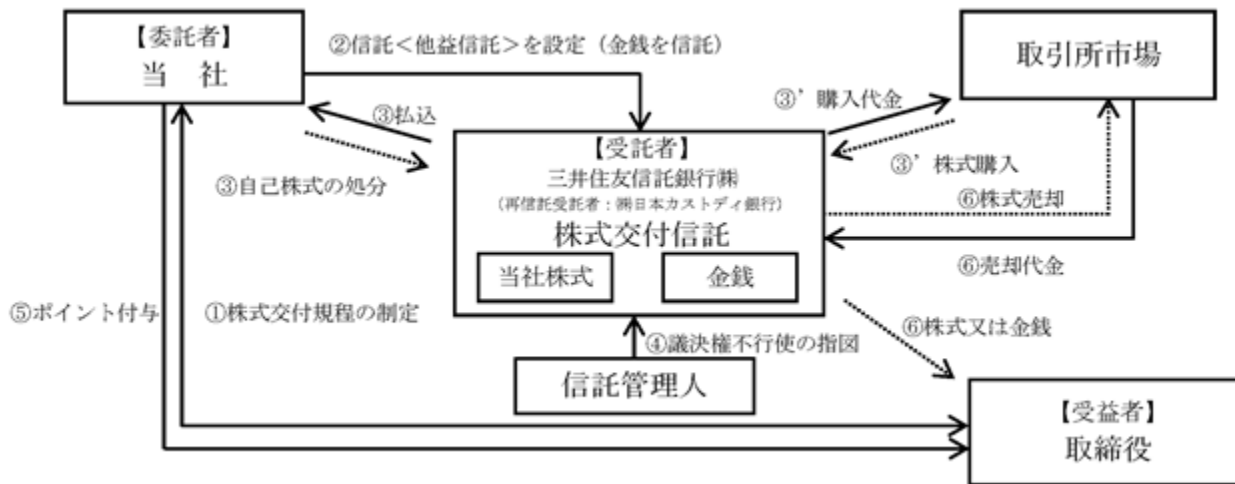
従業員(正社員、嘱託社員、契約社員、準社員)のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

2. 取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の内容

(1) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役(以下「取締役」といいます。)の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入いたしました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。



当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とする株式交付規程を制定します。当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対し議決権不行使の指示を行い、受託者は、この指示に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。株式交付規程に基づき、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しポイントを付与していきます。株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）信託の設定

当社は、後記（７）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

信託期間は、平成29年8月から令和8年8月（予定）まで（期間を1年延長いたしました。）。但し、後記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、前記（３）の信託期間中に、金1,500百万円（を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必

要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金300百万円を乗じた金額（うち、社外取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金8百万円を乗じた金額）を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に後記（6）のポイント付与及び後記（7）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（5）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（4）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（6）各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役員及び業績に応じたポイントを付与します。

（平成29年度から令和3年度まで）

役員	業績			
	当期純利益が前事業年度比増益の場合		当期純利益が前事業年度比減益の場合	
	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合
代表取締役社長	4,000	3,200	2,400	1,200
取締役会長	700	560	420	210
取締役副会長	500	400	300	150
取締役副社長	1,000	800	600	300
専務取締役	800	640	480	240
常務取締役	600	480	360	180
取締役	400	320	240	120
社外取締役	200	160	120	60

（令和4年度以降）

役員	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益9億円以上	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益7億円以上	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益5億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 （監査等委員である取締役を除く）	400	300	200

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイントを上限とします。

（7）各取締役に對する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

本信託について

名称	役員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社赤坂国際会計
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和8年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(11) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「役員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	48,500株	383,150千円(注)
当事業年度における交付株数	-株	-千円
当事業年度末における「役員向け株式交付信託」が所有する株数	46,120株	364,348千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円

(注) 「役員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(12) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

取締役(監査等委員である取締役を除く)のうち受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	80	27,040
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、令和8年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	47,838	-	47,838	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和8年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業体質の強化と今後の事業展開に備えて、内部留保による資本充実を図るとともに、配当性向100%以内で、収益の動向を勘案しながら、できるだけ高水準の利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この剰余金の配当の決定機関は、期末配当、中間配当ともに取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、令和8年5月20日開催の当社取締役会において、令和8年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行うことについて、令和8年6月25日開催予定の第51期定時株主総会に付議することを決議致しました。8期ぶりに普通株式1株当たり15円の復配を行う予定です

配当の内容

決議年月日	種類	配当金の総額	1株当たり配当額
令和7年7月1日取締役会決議	普通株式	-	-
	A種優先株式	187,890千円	375.78円
令和8年5月14日取締役会決議	普通株式	-	-
	A種優先株式	30,000千円	60.00円
令和8年6月25日定時株主総会決議(予定)	普通株式	95,492千円	15.00円
	A種優先株式	-	-

今後につきましては、当社の財務体質改善も鑑み、内部留保も行い、収益の状況を勘案しながら、利益還元を行うことを検討してまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針(アイビーの誓い)」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努めております。

<理念>

「愛と美と豊かさの実践と追求」

<ビジョン>

「日本の肌はアイビーがつくる」

<行動指針>

「アイビーの誓い」

- 一、アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一、アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一、アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一、アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

当社は、経営の合理化や経営のスピード化を図るために、重要な社内意思決定機関である、「株主総会」「取締役会」「経営会議」で経営に関する重要事項の審議承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

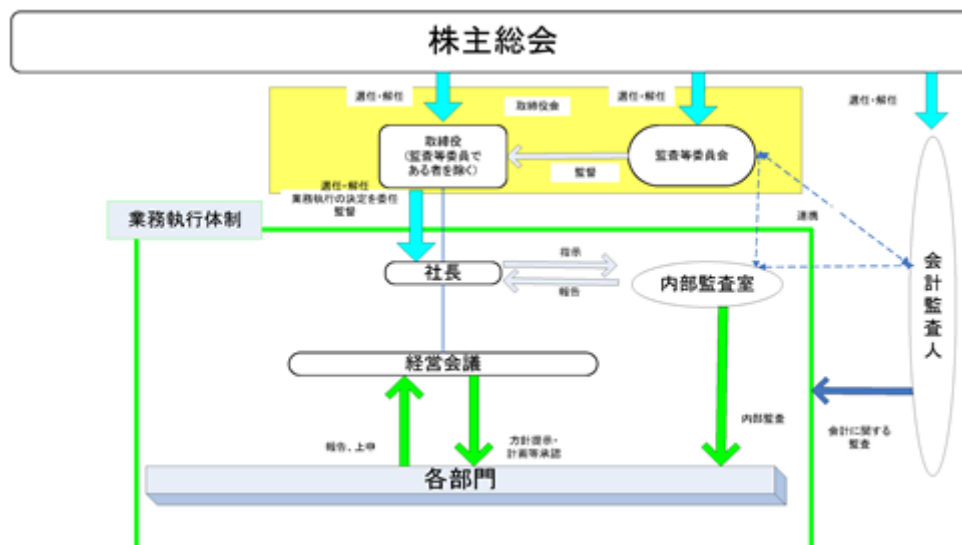
当社は、取締役会の監督の機能の一層の強化、意思決定の一層の迅速化、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会の定款変更の決議により、監査等委員会設置会社に移行し、経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

当社取締役会は、取締役6名と監査等委員である取締役3名の計9名で構成され、うち3名が独立社外取締役であります。

取締役会は、取締役会規則に基づき、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、各取締役の業務執行状況を監督しております。取締役会は、代表取締役社長が議長を務めています。

監査等委員会は、監査等委員3名で構成され、全員が独立社外取締役であります。

この他に、全社が一体として事業の円滑な遂行、課題問題の解決、及び方針や情報の共有を目的として、取締役、執行役員並びに各部門の責任者が出席する「経営会議」を開催し、経営方針の伝達、予実の管理を行っております。経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点として行動を徹底しております。具体的には、重要な「経営関連情報」について、重要な社内意思決定機関である「株主総会」「取締役会」「経営会議」における議案並びに報告事項全てが各取締役へ情報が伝えられる報告体制を構築し、公正かつ適時・適切な開示が行われ、コンプライアンスの問題の早期発見と適切な対策の決定に務めております。
- ・当社の取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を責務とし、建設的な議論と戦略的な方向付け並びに適切なリスク管理を行うため、独立性と専門性をもった監査等委員である社外取締役をおき、実効性の高い監督体制を整えております。また、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会において、資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うため、剰余金の配当等を原則として取締役会において決定できるように定款変更を行っております。
- ・当社内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況に関し、内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役社長及び監査等委員である取締役に報告いたします。また、内部監査室は会計監査人とも定期的に会合をもち、情報交換に務めております。
- ・リスク管理におきましては、リスク管理ガイドラインに基づき、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスク要因を洗い出して、損害の回避及び軽減を図るべくリスク管理計画を策定し、対応しております。
- ・当事業年度は、取締役会を20回（書面決議含む）開催し、当社の重要な意思決定を行いました。各取締役は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議しております。
- ・当事業年度は、監査等委員会を9回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務遂行の監査、法令、定款等への遵守について監査しております。
- ・経営会議においては、資本政策の審議、中期経営計画の推進、重要かつ緊急経営課題の審議、規程の改定審議など、必要に応じて行っております。
- ・情報開示体制については、IR担当者をおき、適時開示、積極的なIR活動を行っております。
- ・コンプライアンス体制については、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置しております。また、当社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口を設置しております。当社ホームページにも「公益通報窓口」を常設しており、情報提供者の秘匿と法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に務めております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社の従業員は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動しております。そのため、取締役は従業員に対し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」並びに企業倫理の遵守についての教育・啓発を行っております。

当社の従業員は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行を行っております。当社の取締役及び従業員は、社内における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、社内規程に従い、代表取締役社長ならびに内部監査室担当者に報告を行うこととしております。代表取締役社長は、当該報告された事実について調査・監督し、適切な対策を決定することとしております。

また、予算管理・部門計画進捗管理については、各会議体の事務局が経営状況並びに経営の重要課題につき報告書を作成し、代表取締役社長をはじめ取締役会メンバーに随時報告を行っております。

さらに、ISO（品質マネジメントシステム）対象部門については、定期的にISO事務局による内部監査を行い、その内容につき担当役員を通じて代表取締役社長に直接報告を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東光有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

なお、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間では、責任限定契約を締結していません。

ニ．取締役の定数

令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会の定款変更の決議により、当社の取締役は12名以内とする、また、取締役のうち監査等委員である取締役は5名以内とすることとしております。

ホ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区分して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を

もって行う旨定款に定めております。なお、当社は、取締役の解任決議について、定款に特段の定めはありません。

へ. 取締役会決議で決議できる株主総会決議事項

a. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

b. 剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

c. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

d. 第一回A種優先株式

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、定款で定めた額を上限として、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「A種無配時優先配当」という。）を行うことが出来る旨定款に定めております。また、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、定款に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨定款に定めております。

e. 取締役会及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同項第423条第1項の取締役及び会計監査人（取締役及び会計監査人であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ. 第一回A種優先株式について議決権を有しないこととしている理由

第一回A種優先株式については議決権がありません。これは、資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を20回（書面決議含む）開催しており、個々の取締役の出席状況については、以下のとおりであります。

役職名等	氏名	開催回数	出席回数
取締役会長	白銀 恵美子	19回	20回
代表取締役社長	白銀 浩二	20回	20回
常務取締役	中山 聖仁	20回	20回
常務取締役	江川 和憲	20回	20回
常務取締役	白銀 佳寿子	20回	20回
取締役	野本 優	20回	20回
取締役 常勤監査等委員（社外取締役）	緒方 孝則	20回	20回
取締役 監査等委員（社外取締役）	中山 圭史	20回	20回
取締役 監査等委員（社外取締役）	和田 司	20回	20回

取締役会における具体的な検討項目としては、株主総会招集の件、決算承認の件、ガバナンスコード承認の件、人事異動の件、営業部門再編の件等について、審議しております。

任意の報酬委員会の活動状況

当社は、社外取締役1名を含む任意の報酬委員会を設置しております。

当事業年度における報酬委員会の活動状況につきましては、令和7年6月に、役員改選後の役員報酬の決定を行いました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.22%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 普通株式(百株)
取締役会長	白銀 恵美子	昭和14年2月20日生	昭和55年11月 当社取締役就任 平成3年2月 代表取締役社長就任 平成4年7月 代表取締役会長就任 平成8年2月 取締役会長就任(現任)	(注) 2, 3	1,301
取締役社長 (代表取締役)	白銀 浩二	昭和41年4月30日生	昭和60年2月 当社入社 昭和61年11月 取締役就任 平成4年7月 常務取締役就任 平成8年2月 専務取締役就任 平成9年4月 代表取締役副社長就任 平成13年1月 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	1,192
常務取締役 経営管理部 部長	中山 聖仁	昭和40年12月15日生	平成14年4月 当社入社 平成17年10月 財務IRグループ 経理部 Manager 平成19年7月 執行役員 経営管理グループ 担当 兼 総務部 Manager 平成23年10月 財務本部 本部長 兼 IR室 室長 平成25年5月 経営管理部 部長 平成26年8月 経理部 部長 平成27年5月 執行役員 平成28年6月 取締役就任 平成29年5月 常務取締役就任 平成30年10月 取締役 令和4年4月 取締役 経営管理部 部長 令和5年4月 取締役 管理部 担当役員 人事部 担当役員 お客様相談室 担 当役員 兼 経営管理部 部長 令和7年6月 常務取締役 管理部 担当役 員 人事部 担当役員 お客様 相談室 担当役員 兼 経営管理 部 部長 令和8年4月 常務取締役 管理部 担当役員 人事部 担当役員 お客様相談 室 担当役員 兼 経営 管理部 Manager (現任)	(注) 3	93

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 普通株式(百株)
<p>常務取締役 経営企画室 室長</p>	<p>江川 和憲</p>	<p>昭和41年 5月 7日生</p>	<p>平成元年 4月 当社入社 平成15年 4月 執行役員 生産・情報システム部Manager 平成15年10月 執行役員 販売戦略本部 General Manager 兼 生産・情報システム部 Manager 兼 教育部Manager 平成16年 4月 執行役員 販売戦略本部 General Manager 兼 営業企画部Manager 平成16年 6月 取締役就任 平成18年 6月 取締役退任 執行役員 営業美容教育本部 副本部長 平成23年 4月 執行役員 教育部 副本部長 平成24年 4月 執行役員 企画部 企画部長 平成25年 5月 経営企画室長 兼 広報企画部長 平成27年 5月 執行役員 営業本部長 兼 広報企画部長 平成28年 4月 執行役員 営業本部 副本部長 兼 東日本事業部長 平成30年 4月 執行役員 営業本部 東日本事業部長 平成30年10月 執行役員 営業本部長 令和元年 6月 取締役就任 令和 4年 4月 取締役 経営企画室 室長 令和 5年 4月 取締役 広報企画部 担当役員 美里工場 担当役員 生産管理部 担当役員 兼 経営企画室 室長 令和 6年 4月 取締役 営業本部 担当役員 広報企画 担当役員 美里工場 担当役員 生産管理部 担当役員 兼 経営企画室 室長 令和 7年 4月 取締役 営業本部長 兼美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 室長 令和 7年 6月 常務取締役 営業本部長 兼美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 Mnager 令和 8年 4月 常務取締役 営業本部長 兼美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 Mnager (現任)</p>	<p>(注) 3</p>	<p>18</p>

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 普通株式(百株)
常務取締役	白銀 佳寿子	昭和39年1月26日生	<p>平成18年10月 株式会社アイプラティナ 代表取締役社長</p> <p>平成26年3月 同社 代表取締役社長 退任</p> <p>令和3年6月 取締役就任</p> <p>令和5年3月 取締役 製品企画部担当役員</p> <p>令和6年10月 取締役 企画部担当役員</p> <p>令和7年6月 常務取締役 企画部担当役員 (現任)</p> <p>(重要な兼務の状況) 株式会社白銀社 取締役</p>	(注) 2,3	66
取締役	野本 優	昭和31年8月5日生	<p>昭和57年9月 当社入社</p> <p>平成14年6月 取締役就任</p> <p>平成16年4月 顧問</p> <p>平成18年4月 執行役員 社長室Manager</p> <p>平成18年6月 取締役就任</p> <p>平成19年6月 常務取締役就任 企画管理本部長</p> <p>平成21年4月 常務取締役 営業本部長</p> <p>平成22年4月 常務取締役 営業美容本部長</p> <p>平成24年4月 常務取締役</p> <p>平成25年5月 取締役 マーケティング部 担当役員 兼 部長</p> <p>平成27年6月 常務取締役就任 マーケティング部 担当役員 兼 部長</p> <p>平成28年4月 常務取締役 営業本部長 マーケティング部 担当役員 兼 部長</p> <p>平成29年5月 専務取締役就任 営業本部長</p> <p>平成30年4月 専務取締役 営業管理本部長 兼 営業管理部長</p> <p>平成30年10月 常務取締役 社長室担当</p> <p>平成31年3月 常務取締役辞任</p> <p>令和元年6月 常勤監査役</p> <p>令和4年6月 取締役(常勤監査等委員)</p> <p>令和5年6月 取締役 就任 社長室 担当役員 兼 営業本部 担当役員</p> <p>令和6年4月 取締役 教育部担当役員</p> <p>令和7年5月 取締役 美容教育部担当役員</p> <p>令和8年4月 取締役 (現任)</p>	(注)3	98

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 普通株式(百株)
社外取締役 (常勤監査等委員)	緒方 孝則	昭和26年8月20日生	昭和57年4月 弁護士登録 昭和62年4月 緒方綜合法律事務所開設 (平成15年3月リパティ法律事務所に改称) 同事務所所長(現任) 平成15年4月 株式会社整理回収機構 常務執行役員 平成19年6月 同社退社 平成19年10月 当社監査役就任 平成30年6月 日本フェルト株式会社 社外取締役(現任) 令和4年6月 当社取締役(監査等委員)就任 令和5年6月 当社取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	(注)4	146
社外取締役 (監査等委員)	中山 圭史	昭和17年7月23日生	平成元年9月 サミー工業株式会社入社 平成5年6月 同社 取締役社長室長 平成17年6月 セガサミーホールディングス株式会社 取締役副社長 平成19年6月 同社 代表取締役副社長 平成20年5月 サミー株式会社 代表取締役社長(COO) 平成24年4月 同社 代表取締役副会長(CEO) 平成25年6月 セガサミーホールディングス株式会社 取締役相談役 平成26年1月 同社退任 平成26年1月 株式会社ケイハイブ 代表取締役社長(現任) 平成27年6月 当社社外取締役就任 平成28年2月 ハイライツ・エンタテインメント株式会社 代表取締役会長CEO 平成30年4月 同社退任 令和4年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	93
社外取締役 (監査等委員)	和田 司	昭和39年12月20日生	平成7年11月 清友監査法人入所 平成10年5月 公認会計士登録 平成16年11月 清友監査法人 社員 平成24年6月 清友監査法人 代表社員(現任) 平成27年6月 当社監査役就任 令和4年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	93
計					3,101

- 注) 1. 取締役緒方孝則、中山圭史、和田司は、社外取締役であります。
2. 取締役会長白銀恵美子は、取締役社長白銀浩二の実母であります。取締役白銀佳寿子は、取締役社長白銀浩二の配偶者であります。
3. 令和7年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 令和6年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、内監査等委員は3名であります。

社外取締役の緒方孝則は、リパティ法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。緒方孝則は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びにコンプライアンスについて必要な助言・提言を行っております。

社外取締役の中山圭史は、株式会社ケイハイブ代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。中山圭史は、当社を取り巻く環境、事業の概況、近時における会社法制の変化や株式市場の状況など外部環境についての情報収集、認識の共有化、議論を行なうことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外取締役の和田司は、清友監査法人代表社員であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。和田司は、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びに当社の経理状況について必要な助言・提言を行っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役を選任するための独立性に関する基準はありませんが、社外取締役緒方孝則、中山圭史及び和田司は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3名は、会社との利害関係等がない独立役員であり、会社と独立した立場で社外取締役の職務を適切に行っております。

社外取締役は、取締役会において、会計監査や内部統制監査の結果について報告を受け、必要に応じて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、内部監査に従事する内部監査室担当者及び法律知識を有する法務専門担当者と連携し、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人ならびに顧問弁護士などとも意見交換を行い、助言を得ております。また、社外取締役は、内部統制システムについて、財務報告及び業務の適正性を確保しているか、内部監査室並びに経理部が実施する内部統制の整備及び運用状況を監視、検証しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は監査等委員3名で構成されており、全てが社外取締役であります。

また、当事業年度における監査等委員監査の状況は以下のとおりであります。

昨年の定時株主総会終了後の監査等委員会において、経営方針、経営環境並びにこれまでの監査の実績を踏まえて、監査の方針や監査計画を策定し、この計画に基づいて監査を実施いたしました。

当事業年度において各監査等委員は、取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、議案審議に必要な発言を行うとともに、定期的な代表取締役との意見交換や代表取締役以外の取締役や執行役員との意見交換を通して、職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧、確認を行いました。

また、第2四半期の実地棚卸の立会を実施した監査等委員は、その結果を監査等委員会で報告いたしました。

監査等委員と会計監査人との連携においては、定期的に監査実施状況の報告を受け意見交換を実施するとともに、監査上の主要な検討事項の内容について協議を行い、さらには会計監査人が行う実地棚卸立会に同行するなど、会計監査人の監査現場の立会を行い情報の共有を実施しました。

各監査等委員は、それぞれの専門的視点及び客観的な立場から監査活動を実施し、常勤監査等委員は職務の遂行上知りえた情報を社外監査等委員と共有し監査等委員会の運営を統括しました。

以上の監査活動の結果、必要と認められた場合には、取締役に対し、提言、助言及び勧告を行いました。

当事業年度において当社は監査等委員会を9回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

	監査等委員会(9回開催)	
	出席回数	出席率
社外取締役 (常勤監査等委員) 緒方孝則	9回	100%
社外取締役 (監査等委員) 中山圭史	9回	100%
社外取締役 (監査等委員) 和田司	9回	100%

監査等委員会における具体的な検討事項として、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め監査を実施しました。

具体的な審議内容としては、会計監査人の監査報酬、会計監査人からの監査方針及び監査レビュー、営業状況の確認、各取締役からの業務のヒアリング、代表取締役との意見交換、内部監査報告の確認、棚卸の立ち合い、事業再編計画のヒアリング等を行いました。

内部監査の状況

内部監査については、内部監査室担当者1名が監査計画に基づき、内部統制システムの整備及び運用状況を監査しております。担当者は、各部署より収集した資料・情報を基に、各部門に対しヒアリング調査を行い、監査結果を速やかに社長に報告しております。なお、内部監査部門が取締役会へ直接報告する仕組みは現在ありませんが、四半期毎の内部監査状況を監査等委員会に報告し、また、必要に応じて内部監査担当者を監査等委員会へ出席させるなど、取締役会への報告が担保される体制は確保しています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東光有限責任監査法人

b. 継続監査期間

平成19年8月以降

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 佐藤 明充
公認会計士 中島 伸一

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定するにあたり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を行うに当たり十分な能力を有する人員を有すること、常に最新の監査情報を有し、適切な監査を行えることを選定方針としております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、東光有限責任監査法人の監査は、独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しており、「監査に関する品質管理基準」等に従って整備されていることを確認し、監査等委員及び監査等委員会からの質問等にも適切に対応していると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
21,000	-	21,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定にあたっては、監査に必要な日数及び必要人員に基づき監査報酬を定めております。

e. 監査等委員が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員は、会計監査人の監査の方法及び監査日数、必要人員を調査し、会計監査人の報酬等が相当であると判断し、会計監査人の報酬等に同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、令和2年11月10日開催の取締役会において、任意の報酬委員会の設置の決議を行いました。また、報酬委員会の答申を受け、令和4年6月29日開催の取締役会において、「役員報酬に関する決定方針」を更新決議しております。

「役員報酬に関する決定方針」は以下のとおりです。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社は、当社の取締役及の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的企業価値の継続的向上と持続的成長の実現のために、適切なリスクテイクを行うための仕組み」と位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

当社の業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を高める制度とする。

業務執行の適切な監督・監査によるコーポレートガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責及び個人に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。

報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される報酬制度とする。

具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、より適切な報酬制度となるよう継続して検討する。

2. 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における状況を考慮しながら、当社と類似の企業における役員報酬水準を参考に決定します。

3. 報酬構成

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）

(a) 報酬構成の割合

取締役の報酬構成の割合（ ）は次のとおりとします。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動 (ESOP)
売上高45億円未満またはESOP控除前営業利益5億円未満	100.0%	-	-
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益5億円以上	94.0%	-	6.0%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益7億円以上	91.5%	-	8.5%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益9億円以上	89.0%	-	11.0%
売上高45億円以上かつESOP控除前営業利益9億円以上で、さらに業績が独断に良い	75.6%	15.1%	9.3%

() 賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、現状の取締役構成でのポイント付与基準より算出しております。

(b) 構成内容

() 固定報酬

- ・職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

() 賞与

- ・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

() 株式報酬

- ・当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入致しました。また、令和4年6月29日開催の株主総会決議により、対象から監査等委員である取締役を除いております。
- ・業績連動の株式報酬として、在任期間中に株式交付のためのポイントが付与されることで、中長期視点の株主との、利益とリスクの共有促進を図るものとしています。
- ・対象期間は、平成29年8月から令和4年8月（対象事業年度 平成28年度から令和3年度）までの約5年間としておりますが、対象期間の延長を行うことがあります（延長し令和7年8月までとしております。）。
- ・取締役に對する株式等の交付等は取締役の退任時としています。
- ・各事業年度において付与されるポイントは、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。
- ・株式報酬におけるポイントの計算は下表のとおりとしています。

付与ポイント = A + B

A : 異動前の基礎ポイント × 在任期間月数 ÷ 12

B : 異動後の基礎ポイント × 在任期間月数 ÷ 12

(令和4年度以降)

役位	売上高45億円以上かつ E S O P控除前営業 利益9億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P控除前営業 利益7億円以上	売上高45億円以上かつ E S O P控除前営業 利益5億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	400	300	200

(注) 各株式受給権者に交付される会社株式の数は、当該株式受給権者に付与されたポイント（なお、疑義を避けるため記載するに、失効したポイントを含まない。）に1.0（但し、会社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりの交付株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた合理的な調整を行った比率とする。以下「換算率」という。）を乗じた数（小数点以下切り捨て。以下本条において同じ。）とする。

(2) 監査等委員である取締役

(a) 報酬構成の割合

監査等委員である取締役の報酬構成の割合は次のとおりとします。

() 固定報酬

- ・職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

() 賞与

- ・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動 (E S O P)

業績が著しく悪い	100.0%	-	-
業績が減収減益	100.0%	-	-
業績が増収減益	100.0%	-	-
業績が減収増益	100.0%	-	-
業績が増収増益	100.0%	-	-
業績が特段に良い	83.3%	16.7%	-

() 賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、監査等委員である取締役を対象としておりません。

(b) 構成内容

固定報酬

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、金銭報酬のみとし、株式報酬（ESOP）は支給しません。

4. 報酬ガバナンス

(1) 報酬委員会

当社は取締役の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、独立社外取締役を含む任意の報酬委員会（本方針において「報酬委員会」といいます。）を設置しています。

(2) 報酬の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関する基本方針である本方針は、報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額は、本方針に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の職責、役割、貢献度、業績の評価等に基づき報酬委員会で決定しています。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員会の協議において決定しています。

5. 役員報酬枠

取締役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定しています。

なお、当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員退職慰労金は支給しません。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）（令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議）

・金銭

月額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

・株式

1事業年度 / 118,500千円以内（株式交付信託に拠出した単価1株7,900円で計算）

当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイントを上限とします。（1ポイント＝普通株式1株）

(2) 監査等委員である取締役（令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議）

・金銭

月額5百万円以内

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く。)	176	176	-	-	-	6
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	11	11	-	-	-	3

(注1) 当社は第42期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度(ESOP)を導入しておりますが、当事業年度における業績が基準に満たなかったため、業績連動報酬額は0円です。

(注2) 当社は、第47期定時株主総会決議により、令和4年6月末で、監査役会設置会社より監査等委員会設置会社に移行しております。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社は、「愛と美と豊かさの実践と追及」を企業理念に掲げ、持続的な企業価値の向上を目指しております。市場環境が激変するなか、持続的な成長を実現するための最大の原動力は「人財」であるとの認識のもと、以下の方針に基づき人材戦略を推進しております。

1.ガバナンス

当社は、経営の透明性、健全性、および機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針(アイビーの誓い)」を原点とした企業活動を行うことにより、理念・戦略・行動の一致を図っております。また、積極的な情報開示を行うことで、全てのステークホルダーから信頼され、満足いただける企業の実現に努めております。社員一人ひとりが、この原点を深く認識し、日々の企業活動を行うよう努めてまいります。

理念

「愛と美と豊かさの実践と追求」

ビジョン

「日本の肌はアイビーがつくる」

行動指針

「アイビーの誓い」

- 一. アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一. アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一. アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一. アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

2.戦略(人材育成および社内環境整備に関する方針)

当社は、限られた経営資源のなかで高い付加価値を生み出し続けるため、「マネジメント力強化」および「少数精鋭」の組織体制の構築を基本方針としております。社員一人ひとりがプロフェッショナルとして自律的に機能し、組織の生産性を最大化するため、以下の3つの柱を軸とした戦略を展開しております。

人材育成に関する方針(専門性とマネジメント力の向上)

少数精鋭の組織を維持・発展させるため、個人の専門スキルとマネジメント力を高める投資を惜しみません。社員教育制度等を拡充し、一人あたりが創出する付加価値の向上を支援してまいります。

社内環境整備に関する方針(業績連動報酬および目標達成意識の向上)

高い成果を出した社員が正当に報われる仕組みとして、「業績連動報酬」を中心としたインセンティブ設計を導入しております。会社の業績向上、および各部門・個人の目標達成度をダイレクトに処遇に反映させることで、挑戦へのモチベーションを高めるとともに、目標達成に対する組織の一体感を醸成してまいります。

女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、多様性の確保を推進しております。特に、当社は、化粧品会社であり、登録されている顧客の大半が女性であることから、特に女性の活躍促進には積極的に取り組んでおります。優秀な女性社員がワークライフバランスを保ちながら、高いパフォーマンスを発揮できるよう、柔軟な就業環境の整備、成果に応じた「業績連動報酬」の適用、優秀な社員のマネジメント層への積極登用を行っております。

3.リスク管理

「少数精鋭」の組織特性上、前述の「業績連動報酬」による市場競争力のある処遇水準の維持、次世代マネージャークラスの育成、および柔軟な働き方を可能とする環境整備を行うことで、優秀な人財の定着と流動化リスクの低減に努めております。

4.指標及び目標

令和8年6月23日現在、女性役員は2名(全取締役に占める比率22.2%)です。また、女性管理職は10名(管理職全体に占める比率28.6%)です。当社は、今後5年以内に、全取締役に占める女性役員比率を30.0%以上に、管理職に占める女性管理職比率を35.0%以上にしてまいります。男性社員の育児休業取得率の向上については該当者がいなかったため0.0%でした。また、外国人の管理職登用につきましては、今後の事業展開を鑑み、適時、判断してまいります。

(2)【従業員の状況】

1.提出会社の状況

令和8年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）	平均年間給与との 対前事業年度増減率 （％）
100（18）	48.8	20.7	5,485,950	8.2

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

令和8年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
営業部門	44（3）
開発生産部門	29（14）
管理部門	27（1）
合計	100（18）

（注）1．従業員数は就業人員であり、準社員、パート、派遣社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数は退職者を除いて計算しております。

2．平均年間給与は、基準外賃金及び賞与が含まれております。

2.労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

3.管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度						補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（％） （注）	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）		労働者の男女の賃金の差異（％） （注）			
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
28.6	-	-	70.3	75.2	72.0	全労働者における差異が大きい要因は、非正規雇用者の人員数の違いが要因です。

（注）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

4.従業員に対する株式交付制度

第4提出会社の状況 1株式等の状況（8）役員・従業員株式所有制度の内容をご参照ください。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の財務諸表について、東光有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、東光監査法人は、監査法人の種類の変更により、令和7年7月2日付で東光有限責任監査法人となっております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等を整備することができる体制を構築しております。また、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が主催する研修に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	577,937	1,044,445
売掛金	1,256,451	939,332
商品及び製品	195,068	248,593
仕掛品	14,706	19,476
原材料及び貯蔵品	374,954	275,148
前渡金	8,281	-
前払費用	62,130	27,129
未収入金	5,282	3,360
未収還付法人税等	-	18,093
その他	17,569	3,425
貸倒引当金	40,317	35,688
流動資産合計	2,472,064	2,543,317
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,755,113	1,753,898
減価償却累計額	1,541,317	1,540,465
建物(純額)	1,213,796	1,213,433
構築物	1,278,695	1,297,549
減価償却累計額	273,747	274,892
構築物(純額)	1,004,947	1,022,656
機械及び装置	575,733	581,955
減価償却累計額	542,575	552,607
機械及び装置(純額)	33,157	29,347
車両運搬具	69,629	69,629
減価償却累計額	69,629	69,629
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	789,741	763,249
減価償却累計額	782,102	750,954
工具、器具及び備品(純額)	7,638	12,294
土地	1,350,472	1,350,472
リース資産	10,000	10,000
減価償却累計額	5,357	6,785
リース資産(純額)	4,642	3,214
有形固定資産合計	773,655	790,419
無形固定資産		
特許権	5,802	5,203
施設利用権	4,641	4,641
ソフトウェア	21,723	20,555
その他	803	2,232
無形固定資産合計	32,970	32,633

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
投資その他の資産		
長期貸付金	5,501	3,666
長期預金	1 30,011	1 30,015
破産更生債権等	90,761	30,236
差入保証金	275,414	259,413
その他	10,075	12,995
貸倒引当金	123,267	59,835
投資その他の資産合計	288,498	276,492
固定資産合計	1,095,124	1,099,545
資産合計	3,567,189	3,642,862
負債の部		
流動負債		
支払手形	11,093	14,797
電子記録債務	154,196	123,284
買掛金	52,230	67,764
短期借入金	-	1 100,000
1年内返済予定の長期借入金	1 37,860	1 29,064
未払金	41,532	37,898
未払費用	173,318	135,016
未払法人税等	79,627	15,203
未払消費税等	153,511	58,561
賞与引当金	21,382	19,704
返金負債	128,506	188,457
その他	31,535	27,072
流動負債合計	884,795	816,824
固定負債		
長期借入金	1 173,484	1 148,946
未払役員退職慰労金	420	420
役員株式給付引当金	25,793	25,793
再評価に係る繰延税金負債	3 5,082	3 5,082
その他	9,215	7,317
固定負債合計	213,994	187,559
負債合計	1,098,790	1,004,383

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,417,147	1,514,112
資本剰余金		
資本準備金	956,747	746,212
その他資本剰余金	-	119,609
資本剰余金合計	956,747	865,822
利益剰余金		
利益準備金	201,050	-
その他利益剰余金		
別途積立金	2,353,000	-
繰越利益剰余金	1,603,761	1,114,814
利益剰余金合計	950,288	1,114,814
自己株式	738,226	738,253
株主資本合計	2,585,957	2,756,495
評価・換算差額等		
土地再評価差額金	3 118,016	3 118,016
評価・換算差額等合計	118,016	118,016
新株予約権	458	-
純資産合計	2,468,399	2,638,478
負債純資産合計	3,567,189	3,642,862

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
売上高	1 2,929,931	1 2,641,736
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	239,729	152,266
当期製品製造原価	6 574,060	6 652,710
合計	813,789	804,977
製品期末棚卸高	2 152,266	2 189,294
製品他勘定振替高	3 19,900	3 14,713
製品売上原価	641,621	600,970
商品売上原価		
商品期首棚卸高	104,158	42,801
当期商品仕入高	166,349	218,537
合計	270,507	261,338
商品期末棚卸高	2 42,801	2 59,299
商品他勘定振替高	4 4,583	4 3,611
商品売上原価	223,123	198,427
売上原価合計	864,745	799,398
売上総利益	2,065,186	1,842,338
販売費及び一般管理費	5, 6 1,642,560	5, 6 1,647,208
営業利益	422,626	195,129
営業外収益		
受取利息	286	316
受取配当金	0	0
受取賃貸料	19,434	19,434
業務受託手数料	6,115	5,496
雑収入	7,921	5,628
営業外収益合計	33,757	30,876
営業外費用		
支払利息	6,609	4,669
社債利息	20	-
賃貸収入原価	25,441	25,441
雑損失	3,834	3,425
営業外費用合計	35,906	33,535
経常利益	420,477	192,470
特別利益		
債務免除益	26,715	266
特別利益合計	7 26,715	7 266
特別損失		
事業再編損	21,455	10,894
退職給付制度終了損	457,492	-
特別損失合計	8 478,948	8 10,894
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	31,754	181,842
法人税、住民税及び事業税	62,409	17,317
法人税等調整額	137,177	-
法人税等合計	74,768	17,317
当期純利益	43,013	164,525

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	341,203	58.6	381,217	58.0
労務費		101,100	17.4	103,395	15.7
経費		139,492	24.0	173,002	26.3
当期総製造費用		581,796	100.0	657,616	100.0
期首仕掛品棚卸高	2	8,741		14,706	
他勘定受入高		259		1,398	
合計		590,797		673,721	
期末仕掛品棚卸高	3	14,706		19,476	
他勘定振替高		2,030		1,533	
当期製品製造原価		574,060		652,710	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際総合原価計算によっております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
減価償却費(千円)	20,347	24,108
外注加工費(千円)	76,824	95,448

2. 他勘定受入高の内訳は開発研究所が製造した原料の工場使用分であります。

3. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
試験研究費(千円)	1,536	960
販売促進費(千円)	487	573
その他(千円)	6	-
合計(千円)	2,030	1,533

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	1,322,414	862,014	862,014	201,050	2,353,000	1,646,774	907,275
当期変動額							
当期純利益						43,013	43,013
自己株式の取得							
新株予約権の行使	94,733	94,733	94,733				
新株予約権の発行							
新株予約権の失効							
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	94,733	94,733	94,733	-	-	43,013	43,013
当期末残高	1,417,147	956,747	956,747	201,050	2,353,000	1,603,761	950,288

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	738,192	2,353,511	117,871	117,871	6,276	2,241,916
当期変動額						
当期純利益		43,013				43,013
自己株式の取得	34	34				34
新株予約権の行使		189,466			466	189,000
新株予約権の発行					925	925
新株予約権の失効					6,276	6,276
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）			145	145		145
当期変動額合計	34	232,445	145	145	5,817	226,483
当期末残高	738,226	2,585,957	118,016	118,016	458	2,468,399

当事業年度（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,417,147	956,747	-	956,747	201,050	2,353,000	1,603,761	950,288
当期変動額								
当期純利益							164,525	164,525
資本準備金の取崩		307,500	307,500	-				
利益準備金の取崩					201,050		201,050	-
別途積立金の取崩						2,353,000	2,353,000	-
剰余金の配当			187,890	187,890				
自己株式の取得								
新株予約権の行使	96,964	96,964		96,964				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	96,964	210,535	119,609	90,925	201,050	2,353,000	2,718,575	164,525
当期末残高	1,514,112	746,212	119,609	865,822	-	-	1,114,814	1,114,814

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	738,226	2,585,957	118,016	118,016	458	2,468,399
当期変動額						
当期純利益		164,525				164,525
資本準備金の取崩		-				-
利益準備金の取崩		-				-
別途積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		187,890				187,890
自己株式の取得	27	27				27
新株予約権の行使		193,929			458	193,471
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-				-
当期変動額合計	27	170,537	-	-	458	170,079
当期末残高	738,253	2,756,495	118,016	118,016	-	2,638,478

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	31,754	181,842
減価償却費	45,742	49,802
事業再編損	21,455	-
賞与引当金の増減額(は減少)	21,382	1,677
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,596	68,061
前払年金費用の増減額(は増加)	448,291	-
受取利息及び受取配当金	286	316
支払利息	3,729	4,669
為替差損益(は益)	23	14
有形固定資産除却損	1,887	2,296
売上債権の増減額(は増加)	250,014	377,644
棚卸資産の増減額(は増加)	185,478	41,510
仕入債務の増減額(は減少)	39,052	11,675
未払金の増減額(は減少)	7,699	884
未払費用の増減額(は減少)	3,278	38,298
預り金の増減額(は減少)	10,898	416
未払消費税等の増減額(は減少)	40,935	94,949
返金負債の増減額(は減少)	66,616	59,951
前払費用の増減額(は増加)	3,775	42,287
その他	2,019	3,338
小計	480,762	547,881
利息及び配当金の受取額	289	318
利息の支払額	3,806	4,722
事業再編による支出	21,455	-
法人税等の還付額	100	-
法人税等の支払額	9,954	92,441
営業活動によるキャッシュ・フロー	445,936	451,036
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	3,000
有形固定資産の取得による支出	21,253	65,664
無形固定資産の取得による支出	5,931	9,206
貸付金の回収による収入	3,623	3,716
差入保証金の差入による支出	4,154	334
差入保証金の回収による収入	9,281	16,335
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,434	58,152

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	77,117	100,000
長期借入れによる収入	71,000	190,000
長期借入金の返済による支出	198,228	223,334
株式の発行による収入	189,000	193,471
配当金の支払額	-	187,890
社債の償還による支出	36,000	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,543	1,610
自己株式の取得による支出	34	27
新株予約権の発行による収入	925	-
自己新株予約権の取得による支出	6,276	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,273	70,608
現金及び現金同等物に係る換算差額	23	14
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	369,204	463,507
現金及び現金同等物の期首残高	208,732	577,937
現金及び現金同等物の期末残高	577,937	1,041,445

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	7～50年
機械及び装置	5～9年
工具、器具及び備品	2～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

イ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

取締役株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、割戻し等を控除した金額で測定しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

イ 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	前事業年度計上額	当事業年度計上額
貸倒引当金(流動)	40,317	35,688
貸倒引当金(固定)	123,267	59,835

ロ 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社は全販売会社に決算報告書の提出を求めており、各販売会社の決算数字及び研修動員などの活動状況及び各販売会社からの入金実績や経営状況のヒアリングを通じて与信ランクを作成しており、そのデータに基づき算出しております。

当社は、現状の貸倒引当金計上額で、当社が認識しうる信用リスクから発生する可能性のある損失を適切に見積もっていると考えておりますが、貸倒引当金の見積りは基本的に過去のデータにより計算しているため、将来見込等の要素も加えているものの急激な経済金融情勢の変化等により、実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

棚卸資産

イ 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

勘定科目	前事業年度計上額	当事業年度計上額
商品及び製品	195,068	248,593
仕掛品	14,706	19,476
原材料及び貯蔵品	374,954	275,148

ロ 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度末の棚卸資産の計上額は、在庫原価から「評価損」(収益性の低下に伴う簿価切下)を差し引いた金額です。また翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出しており、「評価損」の金額は売上原価に含まれておりません。

当社の取引先である販売会社については、全販売会社から決算報告書を手入しており、販売会社の在庫状況についても、各種データやヒアリングにより確認しております。製品ごとの出荷予測数値は、過去数年の出荷数と上記流通在庫その他の状況を考慮し、今後も販売会社の売上高が過去のトレンドで推移すると仮定し、算出しております。

当社は、現状の在庫評価基準に基づく「評価損」を差し引いた棚卸資産計上額が適正であると考えておりますが、化粧品市場におけるマーケットの変化や経済情勢の変化等により、棚卸資産の「評価損」と将来における廃棄金額が相違する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

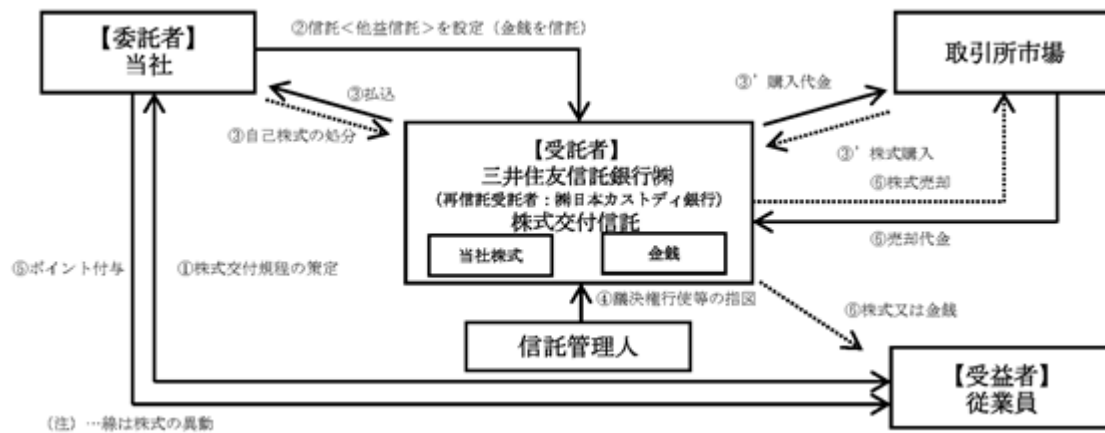
1. 「従業員向け株式交付信託」

(1) 「従業員向け株式交付信託」の概要

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入いたしました。

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める従業員株式交付規程に従い、従業員の職位や会社業績等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。



当社は、従業員の業績や株価への意識向上等を目的として株式交付制度を導入します（従業員株式交付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員（以下、従業員）に対し株式を交付する義務を負います。）。

当社は従業員株式交付規程の対象となる従業員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。

本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後交付が見込まれると合理的に見積られる数の株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

当社は、あらかじめ定めた従業員株式交付規程に基づき、従業員に対し、ポイントを付与していきます。

従業員株式交付規程の要件を満たした従業員は、受託者から株式の交付を受けます。なお、あらかじめ従業員株式交付規程・信託契約に定めることにより交付する株式を市場にて売却し、金銭を交付することが可能です。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

本信託について

名称	従業員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社赤坂国際会計
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和8年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(2) 「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「従業員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	68,925株	544,507千円(注)
当事業年度における交付株数	-株	-千円(注)
当事業年度末における「従業員向け株式交付信託」が所有する株数	36,719株	290,080千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円(注)

(注) 「従業員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(3) 「従業員向け株式交付信託」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

従業員(正社員、嘱託社員、契約社員、準社員)のうち従業員株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

(4) 当事業年度における「従業員向け株式交付信託」の見積りについて

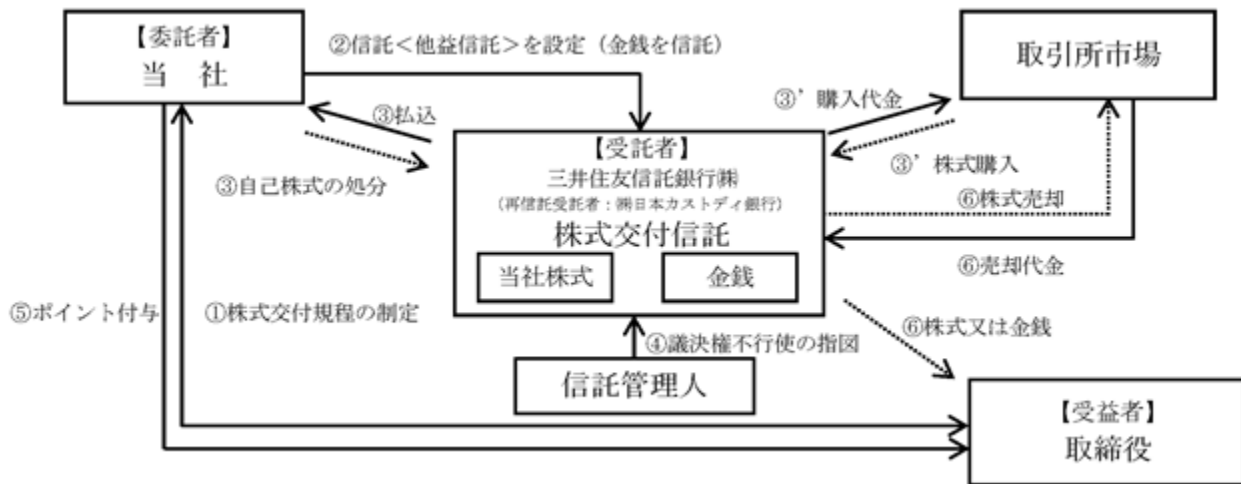
当事業年度におきましては、売上高2,641百万円、E S O P控除前営業利益195百万円と、当社が定めた付与条件(売上高45億円以上かつE S O P控除前営業利益5億円以上)を満たしていないため、当事業年度にかかわる「従業員向け株式交付信託」で付与されるポイントはありませぬ。

2. 取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の内容

(1) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役(以下「取締役」といいます。)の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入いたしました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。



当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とする株式交付規程を制定します。
当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対し議決権不行使の指示を行い、受託者は、この指示に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
株式交付規程に基づき、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しポイントを付与していきます。
株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）信託の設定

当社は、後記（７）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

信託期間は、平成29年8月から令和8年8月（予定）まで。（期間を1年延長いたしました。）但し、後記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、前記（３）の信託期間中に、金1,500百万円（を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必

要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金300百万円を乗じた金額（うち、社外取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、本信託の延長年数に金8百万円を乗じた金額）を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に後記（6）のポイント付与及び後記（7）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（5）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（4）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（6）各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。

（平成29年度から令和3年度まで）

役位	業績			
	当期純利益が前事業年度比増益の場合		当期純利益が前事業年度比減益の場合	
	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合	売上高が前事業年度比増収の場合	売上高が前事業年度比減収の場合
代表取締役社長	4,000	3,200	2,400	1,200
取締役会長	700	560	420	210
取締役副会長	500	400	300	150
取締役副社長	1,000	800	600	300
専務取締役	800	640	480	240
常務取締役	600	480	360	180
取締役	400	320	240	120
社外取締役	200	160	120	60

（令和4年度以降）

役位	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益9億円以上	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益7億円以上	売上高45億円以上かつE S O P 控除前営業利益5億円以上
代表取締役社長	4,000	3,000	2,000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1,000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 （監査等委員である取締役を除く）	400	300	200

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイントを上限とします。

（7）各取締役に對する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

本信託について

名称	役員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社赤坂国際会計
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	平成29年8月
金銭を信託する日	平成29年8月
信託の期間	平成29年8月～令和8年8月(予定) 期間を1年延長いたしました。

(11) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」に取得させた株式の総数等

区分	株数	金額
「役員向け株式交付信託」に取得させた株式の総数	48,500株	383,150千円(注)
当事業年度における交付株数	-株	-千円
当事業年度末における「役員向け株式交付信託」が所有する株数	46,120株	364,348千円(注)
当事業年度に株式給付引当金繰入額として経費及び製造原価に算入した株数	-株	-千円

(注) 「役員向け株式交付信託」の取得単価は7,900円です。

(12) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」による受益権その他の権利を受けることが出来る者の範囲

取締役(監査等委員である取締役を除く)のうち受益者要件を満たす者

(13) 当事業年度における「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の見積りについて

当事業年度におきましては、売上高2,641百万円、E S O P控除前営業利益195百万円と、当社が定めた付与条件（売上高45億円以上かつE S O P控除前営業利益5億円以上）を満たしていないため、当事業年度にかかわる「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」で付与されるポイントはありません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
建物	197,090 千円	201,422 千円
構築物	4,740	22,520
土地	509,472	509,472
長期預金	50,011	50,015
計	761,315	783,431

(注) 担保資産の長期預金は、得意先(販売会社)4社の金融機関借入金(前事業年度末残高40,000千円、当事業年度末残高50,000千円)を担保するため、物上保証に供しているものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
長期借入金	140,344	-
計	140,344	-

2 保証債務

次の得意先の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
有限会社NES	20,000 千円	有限会社NES 18,000 千円
計	20,000	計 18,000

3 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日改正)に基づき土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法...「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年公布法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価格を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいております。

・再評価を行った年月日...平成14年3月31日

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	201,533千円	201,873千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております(は戻入額)。

前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
106,502 千円	7,443 千円

3 他勘定振替高の内訳は販売促進費等への振替であります。

4 他勘定振替高の内訳は販売促進費等への振替であります。

5 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41%、当事業年度38%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59%、当事業年度62%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
広告宣伝費	5,397 千円	6,380 千円
荷造運送費	87,554	90,175
販売促進費	45,014	33,232
役員報酬	180,187	187,140
給与手当	535,414	509,038
賞与	-	17,127
賞与引当金繰入額	18,465	16,720
退職給付費用	18,841	24,472
法定福利費	106,145	104,162
賃借料	320,100	312,377
旅費交通費	20,673	22,163
減価償却費	15,576	15,714
貸倒引当金繰入額	16,596	8,883

6 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
145,635 千円	167,512 千円

7 当事業年度の特別利益に計上している債務免除益266千円は、未払計上していた降格・解約販売会社の経営指導料過年度分の戻しであります。

8 当事業年度の特別損失に計上している事業再編損10,894千円は、事業所移転に伴い発生した原状回復費用等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	5,164,000	630,000	-	5,794,000
A種優先株式	500,000	-	-	500,000
合計	5,664,000	630,000	-	6,294,000
自己株式				
普通株式(注)2.3	130,517	80	-	130,597
合計	130,517	80	-	130,597

(注)1. 期首の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分36,719株及び役員向け株式交付信託持分46,120株を含んでおります。期末の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分36,719株及び役員向け株式交付信託持分46,120株を含んでおります。

- 普通株式の増加630,000株は、第5回新株予約権の権利行使によるものであります。
- 普通株式の自己株式の増加80株は単元未満株の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第3回新株予約権(注)1	普通株式	827,000	-	827,000	-	-
	第4回新株予約権(注)1	普通株式	220,000	-	220,000	-	-
	第5回新株予約権(注)2.3	普通株式	-	1,250,000	630,000	620,000	458
	合計	-	1,047,000	1,250,000	1,677,000	620,000	458

(注)1. 第3回新株予約権及び第4回新株予約権の当事業年度減少は、行使期間満了に伴い取得し消滅したものであります。

- 第5回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
- 第5回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当項目はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当項目はありません。

当事業年度（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	5,794,000	620,000	-	6,414,000
A種優先株式	500,000	-	-	500,000
合計	6,294,000	620,000	-	6,914,000
自己株式				
普通株式（注）2.3	130,597	80	-	130,677
合計	130,597	80	-	130,677

- （注）1. 期首の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分36,719株及び役員向け株式交付信託持分46,120株を含んでおります。期末の普通株式の自己株式数には、従業員向け株式交付信託持分36,719株及び役員向け株式交付信託持分46,120株を含んでおります。
2. 普通株式の増加620,000株は、第5回新株予約権の権利行使によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の増加80株は単元未満株の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第5回新株予約権（注）	普通株式	620,000	-	620,000	-	-
	合計	-	620,000	-	620,000	-	-

（注）第5回新株予約権の当事業年度減少は、行使完了に伴い消滅したものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和7年7月1日取締役会	A種優先株式	187（注）	その他資本剰余金	375.78	令和7年3月31日	令和7年7月1日

（注）累積していた7期分の総額

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和8年5月14日取締役会	A種優先株式	30	その他資本剰余金	60.00	令和8年3月31日	令和8年6月25日

令和8年6月25日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和8年6月25日定時株主総会	普通株式	95	利益剰余金	15.00	令和8年3月31日	令和8年6月26日

（注）令和8年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、「従業員向け株式交付信託口」が保有する当社株式に対する配当金550千円、及び「役員向け株式交付信託口」が保有する当社株式に対する配当金691千円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
現金及び預金勘定	577,937千円	1,044,445千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	3,000
現金及び現金同等物	577,937	1,041,445

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

当社本社・美里地区電話設備(リース工具)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
1年内	-	3
1年超	3,960	3,960
合計	3,960	3,963

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、化粧品の製造販売を行うための事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、全く行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク、取引先企業に対し行っている長期貸付は、貸付先の信用リスク、得意先(販売会社)の金融機関借入に対し実施している定期預金の物上保証の長期預金は、保証先の信用リスク、本社及び各事業所の賃貸借契約に係る差入保証金は、差入先の信用リスクにそれぞれ晒されております。外貨建の営業債権は、存在しません。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、全て固定金利契約であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、売掛金管理規程・与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社は、社外貸付金規程・社外連帯保証規程・リスク管理規程に従い、長期貸付金・物上保証・差入保証金について、経理部が貸付先・保証先・差入先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度末における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和7年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
売掛金	1,256,451		
貸倒引当金(*2)	40,317		
	1,216,134	1,216,134	-
長期貸付金(*3)	7,382		
貸倒引当金(*2)	5,501		
	1,881	1,881	-
長期預金(*4)	30,011	30,011	-
差入保証金	275,414	265,550	9,864
破産更生債権等	90,761		
貸倒引当金(*2)	90,761		
	0	0	-
資産計	1,523,441	1,513,577	9,864
支払手形	11,093	11,093	-
電子記録債務	154,196	154,196	-
買掛金	52,230	52,230	-
未払法人税等	79,627	79,627	-
未払消費税等	153,511	153,511	-
長期借入金(*5)	211,344	212,293	949
負債計	662,003	662,953	949

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)長期貸付金には一年内回収予定の長期貸付金が含まれております。なお、貸借対照表において「一年内回収予定の長期貸付金」は「その他の流動資産」に含めて表示しております。

(*4)当該長期預金は、貸借対照表に関する注記に記載のとおり、物上保証に供しております。この物上保証に係る貸倒損失に備えるため、貸倒引当金27,003千円を計上しておりますが、表中には含まれておりません。

(*5)長期借入金には一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当事業年度（令和8年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
売掛金	939,332		
貸倒引当金(*2)	35,688		
	903,644	903,644	-
長期貸付金(*3)	3,666		
貸倒引当金(*2)	3,666		
	0	0	-
長期預金(*4)	30,015	30,015	-
差入保証金	259,413	230,150	29,262
破産更生債権等	30,236		
貸倒引当金(*2)	30,236		
	0	0	-
資産計	1,193,072	1,163,810	29,262
支払手形	14,797	14,797	-
電子記録債務	123,284	123,284	-
買掛金	67,764	67,764	-
未払法人税等	15,203	15,203	-
未払消費税等	58,561	58,561	-
長期借入金(*5)	178,010	176,111	1,898
負債計	457,620	455,721	1,898

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)長期貸付金には一年内回収予定の長期貸付金が含まれております。なお、貸借対照表において「一年内回収予定の長期貸付金」は「その他の流動資産」に含めて表示しております。

(*4)当該長期預金は、貸借対照表に関する注記に記載のとおり、物上保証に供しております。この物上保証に係る貸倒損失に備えるため、貸倒引当金25,932千円を計上しておりますが、表中には含まれておりません。

(*5)長期借入金には一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(令和7年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	577,937	-	-	-
売掛金	1,256,451	-	-	-
長期貸付金	1,881	-	-	5,501
長期預金	30,011	-	-	-
合計	1,866,281	-	-	5,501

当事業年度(令和8年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,044,445	-	-	-
売掛金	939,332	-	-	-
長期貸付金	-	-	-	3,666
長期預金	30,015	-	-	-
合計	2,013,793	-	-	3,666

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(令和7年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	37,860	36,192	36,192	36,192	36,192	28,716
合計	37,860	36,192	36,192	36,192	36,192	28,716

当事業年度(令和8年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	29,064	29,064	28,500	25,728	25,728	39,926
合計	29,064	29,064	28,500	25,728	25,728	39,926

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価額であり調整されていないものをいう。当該価額は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価額が利用できる場合には、原則として、当該価額を調整せずに時価の算定に使用する。

レベル2の時価：資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1以外のインプットをいう。

レベル3の時価：資産又は負債について観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和7年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	1,216,134	-	1,216,134
長期貸付金	-	1,881	-	1,881
長期預金	-	30,011	-	30,011
差入保証金	-	265,550	-	265,550
資産計	-	1,513,577	-	1,513,577
支払手形	-	11,093	-	11,093
電子記録債務	-	154,196	-	154,196
買掛金	-	52,230	-	52,230
未払法人税等	-	79,627	-	79,627
未払消費税等	-	153,511	-	153,511
長期借入金	-	212,293	-	212,293
負債計	-	662,953	-	662,953

当事業年度（令和8年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	903,644	-	903,644
長期預金	-	30,015	-	30,015
差入保証金	-	230,150	-	230,150
資産計	-	1,163,810	-	1,163,810
支払手形	-	14,797	-	14,797
電子記録債務	-	123,284	-	123,284
買掛金	-	67,764	-	67,764
未払法人税等	-	15,203	-	15,203
未払消費税等	-	58,561	-	58,561
長期借入金	-	176,111	-	176,111
負債計	-	455,721	-	455,721

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

各取引先の債権額は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

各取引先の債権額は、その将来キャッシュ・フローを既発国債流通利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

時価は、市場価格がなく、帳簿価額を退去までの見積り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形、電子記録債務、買掛金、未払法人税等、未払消費税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、市場価格がなく、元利金の合計額を当該社債又は長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

また、上記のほか、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、年金基金への拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 7,003千円、当事業年度 16,645千円であります。

3. 複数事業主制度

確定給付制度と同様に会計処理する、複数事業主制度への要拠出額は、前事業年度 9,041千円、当事業年度 8,742千円であります。当社が加入していた東京化粧品厚生年金基金は、平成29年5月1日付厚生労働大臣から、厚生年金基金の代行部分についての過去分返上、及び東京化粧品厚生年金基金の解散、並びに東京化粧品企業年金基金の設立の認可を受けました。現在は東京化粧品企業年金基金へ拠出しております。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
年金資産の額	7,409,571千円	7,346,058千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	5,249,944	5,186,431
差引額	2,159,627	2,159,627

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度 3.65%

当事業年度 3.47%

(3) 補足説明

上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記の数字については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づく実際数値によっており、(1)～(3)に記載している前事業年度の数値は令和6年3月31日現在の、当事業年度の数字は令和7年3月31日現在の数値報告書を基に作成しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	7,546 千円	2,322 千円
繰延資産の償却超過額	262	-
税務上の繰越欠損金(注)	466,066	455,897
貸倒引当金	51,529	30,089
役員株式給付引当金	8,124	8,124
返金負債	39,322	59,364
棚卸資産評価損	9,490	12,114
未払経営指導料・販社リファンド	43,063	32,602
賞与引当金	6,543	6,207
税務上追加計上した売上高	98,988	76,956
未払法定福利費	1,110	1,040
子会社清算にともなう住民税控除等の引継	373	373
その他	1,555	2,731
繰延税金資産小計	733,978	687,825
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	466,066	455,897
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	267,911	231,927
評価性引当額小計	733,978	687,825
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産(負債)の純額	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和7年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	-	367,118	26,249	72,698	466,066
評価性引当額	-	-	-	367,118	26,249	72,698	466,066
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（令和8年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	356,948	26,249	54,056	18,642	455,897
評価性引当額	-	-	356,948	26,249	54,056	18,642	455,897
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	31.5 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.6	1.4
住民税均等割	28.4	3.0
評価性引当額の増減	161.0	25.4
法人税の特別控除額	21.6	0.8
税率変更差額	56.3	-
その他	3.9	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	235.4	9.6

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

(単位:千円)

商品売上	3,286,694
返品分	66,616
エイド売上	34,106
売上割戻	324,253
顧客との契約から生じる収益	2,929,931
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,929,931

なお、当社は、化粧品製造・販売事業の単一セグメントであるため、報告セグメント別の記載はありません。

当事業年度(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

(単位:千円)

商品売上	2,956,977
返品分	59,951
エイド売上	29,548
売上割戻	284,838
顧客との契約から生じる収益	2,641,736
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,641,736

なお、当社は、化粧品製造・販売事業の単一セグメントであるため、報告セグメント別の記載はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、化粧品及び医薬部外品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、割戻し等を控除した金額で測定しております。対価について、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に受領しております。

従前販社の保有する在庫の交換に要する費用として、返金負債を売上のマイナス項目として計上しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,012,103	1,256,451
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,256,451	939,332
契約負債(期首残高)	61,889	128,506
契約負債(期末残高)	128,506	188,457

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)及び当事業年度(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に所在している外部顧客への売上高が僅少のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高において、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に所在している外部顧客への売上高が僅少のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高において、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

当事業年度(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

当社は化粧品の専門メーカーとして、同一セグメントに属する化粧品の製造、販売を行っているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

種類	会社等の名称	職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	白銀浩二	当社代表取締役	被所有 直接 2.3% 間接16.1%	債務の保証	債務保証	-	-	140,344

当事業年度（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1株当たり純資産額	259.28円	260.77円
1株当たり当期純利益	2.44円	22.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2.44円	22.44円

- (注) 1. 期末自己株式数には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式(7年3月期 36,719株、8年3月期 36,719株)、及び「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式(7年3月期 46,120株、8年3月期 46,120株)が含まれております。また、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式(7年3月期 36,719株、8年3月期 36,719株)、及び「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式(7年3月期 46,120株、8年3月期 46,120株)を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 1株当たり純資産は、純資産からA種優先株式に係る資産額を控除し算定しています。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益からA種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。
4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和7年3月31日)	当事業年度 (令和8年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,468,399	2,638,478
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,000,000	1,000,000
(うち 資本金(千円))	(500,000)	(500,000)
(うち 資本準備金(千円))	(500,000)	(500,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,468,399	1,638,478
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,663,403	6,283,323

5. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	当事業年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	43,013	164,525
普通株主に帰属しない金額(千円)	30,000	30,000
(うち優先配当額(千円))	(30,000)	(30,000)
普通株式に係る当期純利益(千円)	13,013	134,525
普通株式の期中平均株式数(株)	5,332,019	5,991,686
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,931	2,751
(うち新株予約権(株))	(1,931)	(2,751)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権及び第4回新株予約権(新株予約権の数10,470個(普通株式1,047,000株)) 第5回新株予約権(新株予約権の数6,200個(普通株式620,000株))	-

(重要な後発事象)

(資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少)

当社は、令和8年5月20日開催の取締役会において、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少について、令和8年6月25日開催の第51期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 減資の目的

当社の現在の事業規模を踏まえ、今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うとともに、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の減少を行うものであります。

2. 減資の要領

(1) 減少する資本金および資本準備金の額

資本金1,000,000千円、資本準備金500,000千円を減少いたします。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更を行わず、減少する資本金の額1,000,000千円を、その他資本剰余金へ振り替えることといたします。また、減少する資本準備金500,000千円の全額も、その他資本剰余金へ振り替えることといたします。

3. 減資の日程

(1) 取締役会決議日	令和8年5月20日
(2) 定時株主総会決議日	令和8年6月25日(予定)
(3) 債権者異議申述公告日	令和8年6月29日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	令和8年7月29日(予定)
(5) 減資の効力発生日	令和8年7月30日(予定)

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,755,113	18,716	19,931	1,753,898	1,540,465	16,783	213,433
構築物	278,695	18,854	-	297,549	274,892	1,145	22,656
機械及び装置	575,733	7,818	1,596	581,955	552,607	11,627	29,347
車両運搬具	69,629	-	-	69,629	69,629	-	0
工具、器具及び備品	789,741	13,494	39,986	763,249	750,954	8,838	12,294
土地	509,472	-	-	509,472	-	-	509,472
リース資産	10,000	-	-	10,000	6,785	1,428	3,214
建設仮勘定	-	20,739	20,739	-	-	-	-
有形固定資産計	3,988,385	79,623	82,253	3,985,754	3,195,334	39,823	790,419
無形固定資産							
特許権	9,499	517	-	10,017	4,813	1,116	5,203
商標権	9,040	-	-	9,040	9,040	-	-
施設利用権	21,234	-	-	21,234	16,592	-	4,641
ソフトウェア	194,174	7,260	78,237	123,197	102,641	8,427	20,555
リース資産	54,785	-	-	54,785	54,785	-	-
その他	803	1,946	517	2,232	-	-	2,232
無形固定資産計	289,538	9,723	78,754	220,507	187,873	9,543	32,633
長期前払費用	44,710	4,598	10,150	39,159	30,903	1,678	8,255

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額	
美里地区エアコン更新		7,414千円
美里地区受変電設備更新工事		5,702千円
美里倉庫重量シャッター更新工事		5,600千円
構築物	増加額	
富士研修センター敷地内排水工事		18,854千円
機械及び装置	増加額	
美里工場機械装置		7,818千円
工具、器具及び備品	増加額	
開発研究所測定器		8,706千円
新製品金型代		4,540千円
工具、器具及び備品	減少額	
治具金型代		36,629千円
ソフトウェア	減少額	
旧販社向け販売システム		47,814千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	100,000	2.38	-
1年以内に返済予定の長期借入金	37,860	29,064	2.01	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,610	1,681	0.36	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	173,484	148,946	2.01	令和8年~15年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,038	2,356	0.36	令和10年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	216,992	282,048	-	-

(注) 1. 「平均利率」は、期末の利率及び残高を使用して算定した加重平均利率であります。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	29,064	28,500	25,728	25,728
リース債務	1,754	601	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	163,584	35,688	59,177	44,571	95,523
賞与引当金	21,382	19,704	21,382	-	19,704
役員株式給付引当金	25,793	-	-	-	25,793

(注) 貸倒引当金(流動資産)の当期減少額「その他」は洗替によるものであり、貸倒引当金(投資その他の資産)の当期減少額「その他」は、回収等による戻入れであります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,257
預金	
当座預金	892,892
普通預金	147,208
定期預金	3,000
外貨預金	60
郵便貯金	26
小計	1,043,187
合計	1,044,445

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)SAMURAI	48,380
(株)アイビーコスメルーム	42,676
(株)西東京アイビー化粧品	25,895
(株)京都アイビー	23,104
(有)アイアンドユウ	21,063
その他	778,211
合計	939,332

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,256,451	3,299,416	3,616,535	939,332	79.38	121

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高には消費税等が含まれております。

八．商品及び製品

品目	金額(千円)
商品	
美容補助商品	45,093
化粧雑貨品等	14,205
小計	59,299
製品	
スキンケア	131,461
メイクアップ	37,962
ヘアケア	15,443
その他	4,427
小計	189,294
合計	248,593

二．仕掛品

品目	金額(千円)
スキンケア	15,186
ヘアケア	4,290
合計	19,476

ホ．原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
原材料	
原料	20,529
材料	248,716
小計	269,245
貯蔵品	
販売促進用品	3,546
社員研修用	1,385
その他	970
小計	5,902
合計	275,148

へ．差入保証金

相手先	金額（千円）
三菱地所（株）	244,216
(有)イワフジ産業	3,960
その他	11,236
合計	259,413

負債の部
 イ．支払手形
 (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)吉野工業所	3,855
北埼ダンボール工業(株)	2,788
(株)キーエンス	2,750
みづほ工業(株)	2,387
天龍化学工業(株)	1,483
その他	1,533
合計	14,797

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
令和8年4月	3,113
5月	8,992
6月	2,691
7月	-
合計	14,797

ロ．電子記録債務

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東色ピグメント(株)	25,213
アビ(株)	14,142
(株)トキワ	11,027
三生医薬(株)	8,679
その他	64,221
合計	123,284

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
令和8年4月	42,478
5月	20,901
6月	32,054
7月	27,850
合計	123,284

八．買掛金

相手先	金額（千円）
イワキ（株）	18,518
（株）日本トリム	11,009
（株）ユーグレナ	8,872
三生医薬（株）	4,370
ジェイオーコスメティックス（株）	3,990
その他	21,003
合計	67,764

二．短期借入金

内訳	金額（千円）
（株）りそな銀行	100,000
合計	100,000

ホ．1年内返済予定の長期借入金

内訳	金額（千円）
芝信用金庫	29,064
合計	29,064

へ．長期借入金

相手先	金額（千円）
芝信用金庫	148,946
合計	148,946

ホ．返金負債

相手先	金額（千円）
製品代金	188,457
合計	188,457

（3）【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高（千円）	1,384,544	2,641,736
税引前中間（当期）純利益 （千円）	197,595	181,842
中間（当期）純利益（千円）	184,922	164,525
1株当たり中間（当期）純利 益（円）	29.28	22.45

（注）1株当たり中間（当期）純利益は、A種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.ivy.co.jp/index2.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第50期）（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）令和7年6月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和7年6月30日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第51期中（自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日）令和7年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

令和7年7月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和8年6月22日

株式会社アイビー化粧品

取締役会 御中

東光有限責任監査法人

東京都新宿区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明充

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 伸一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビー化粧品の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイビー化粧品の令和8年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和8年3月31日現在、商品及び製品を248,593千円、仕掛品を19,476千円、原材料及び貯蔵品を275,148千円（総資産の14.9%）計上しており、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。</p> <p>会社は、在庫原価から「評価損」を（収益性の低下に伴う簿価切下）差し引いた金額で棚卸資産を計上しており、翌事業年度以降の数年間における出荷予測数と棚卸資産の品質期限とを照らし合わせて、出荷見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出している。</p> <p>また、資材等の在庫については、販売会社の実売の状況と在庫状況を考慮したうえで決定した当社の生産予測数量をもとに使用見込みの低い棚卸資産の金額を「評価損」として算出している。</p> <p>販売会社の実売状況や在庫状況については、販売会社から入手した各種データを確認するとともに、販売会社への質問により実態の把握を行うこととしている。</p> <p>製品ごとの生産予測数値は、過去数年間における出荷数と流通在庫その他の状況を考慮し、今後の販売会社の売上見込みと在庫の状況から判断したものとなっている。</p> <p>評価損計上の際に用いられる出荷予測数等については、販売会社における販売状況や在庫推移を考慮して策定している。</p> <p>これらの仮定は不確実性の有無についての経営者による判断に影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、棚卸資産の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、棚卸資産の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 経営者による棚卸資産の評価に関する重要な虚偽表示リスクに対応する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。これには、棚卸資産の品質期限を定めた規程への準拠に関する内部統制が含まれる。</p> <p>(2)見積りの合理性についての検討 棚卸資産の評価の前提となる、生産予測数や出荷予測数の合理性を評価するために、販売会社の実売状況と在庫状況については、担当者への状況確認のヒアリングを行うとともに、当社が見込んでいる出荷予測数と、それに基づいた生産予測数の整合性を確認した。 当社の生産予測数の見込については、直近1年間の出荷数と期末在庫数をもとに製品毎の趨勢を会社担当者からヒアリングし、会社の作成した基礎資料の正確性を確かめた。 そして会社の生産予測数と出荷予測数を基に評価損の計上について検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイビー化粧品の令和8年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイビー化粧品が令和8年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。